

平成27年第3回名寄市議会定例会会議録
開議 平成27年9月16日（水曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 開 発 恵 美
書 記 佐 藤 潤

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 橋 本 正 道 君
副 市 長 久 保 和 幸 君
教 育 長 小 野 浩 一 君
総 務 部 長 白 田 進 君
市 民 部 長 三 島 裕 二 君
健康福祉部長 田 邊 俊 昭 君
経 済 部 長 川 田 弘 志 君
建設水道部長 中 村 勝 己 君
教 育 部 長 小 川 勇 人 君
市立総合病院 岡 村 弘 重 君
事務部長
市立大局学長 松 島 佳 寿 夫 君
こども・高齢者 馬 場 義 人 君
支援室長
営業戦略室長 水 間 剛 君
上下水道室長 天 野 信 二 君
会 計 室 長 常 本 史 之 君
監 査 委 員 上 田 盛 一 君

1. 出席議員（16名）

議 長 17番 黒 井 徹 議員
副議長 14番 佐 藤 靖 議員
1番 浜 田 康 子 議員
2番 山 崎 真 由 美 議員
3番 野 田 三 樹 也 議員
4番 東 川 孝 義 議員
5番 川 村 幸 栄 議員
7番 高 野 美 枝 子 議員
8番 佐 久 間 誠 議員
9番 塩 田 昌 彦 議員
10番 川 口 京 二 議員
11番 山 田 典 幸 議員
12番 大 石 健 二 議員
13番 熊 谷 吉 正 議員
15番 高 橋 伸 典 議員
18番 東 千 春 議員

1. 欠席議員（2名）

6番 奥 村 英 俊 議員
16番 佐 々 木 寿 議員

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 益 塚 敏
書 記 久 保 敏

○議長（黒井 徹議員） 本日の会議に6番、奥村英俊議員、16番、佐々木寿議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

7番 高野 美枝子 議員

10番 川口 京二 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

明るく元気なまちづくりについて外2件を、東川孝義議員。

○4番（東川孝義議員） おはようございます。議長より指名をいただきましたので、通告に従いまして、3件8項目について順次質問をさせていただきます。

明るく元気なまちづくりについて、項目の1番目、地方創生の取り組みについて伺いをいたします。今この言葉ほど地域で、全国で広まり、どうすれば未来に生き残れるのか、夢を持ち、悩み、考え、また日本中の人口減というそう遠くない現実に向かい、特に責任を担う行政関係者は心を痛めているときではないかと思えます。だからこそ、過去を見詰めて未来に引き伝えるために、今の私たちの立場をしっかりと認識し、市民に引き伝えるにふさわしい、理事者と議会は基本を探りながら決断をする責任を果たさなければならないと思えます。過去から現在まで引き継がれてきた限りない医療、教育の財産など、さらによき姿にするためにとめてはならないし、逆転させてはならな

いと思えます。このまちには、北海道や日本、いや世界に誇れる財産があり、地球の中で与えられた自然の気候、風土、習慣など誇れる財産があることに気づき、その過去に感謝をしながら、日本の人口減をこのまちだけが減るという錯覚を捨てなければならないし、責任ある今を肉づけして生きなければならないと思えます。

地方創生とは、未来にどういう当市の姿が描けるかを改めて心と感謝を持って認識し、決意をすることが今大切であると思えます。私自身、ではどうすると言われればわかりません。しかし、過去から引き伝えられたどこにもないコンパクトで人情と未来があるこのまちに魅力を感じ、紋別から移ってきた私にとって、名寄はカボチャ、ジャガイモ、モチ米など全国レベルでの食べ物があり、すぐれた医療と教育施設に加えて文化性の高いスポーツのまちで、子育てもでき、社会に送り出すことができた私自身、夢と希望を持って生きなければとの決意を新たにしております。地方創生の取り組みは、市民みんなが自信と誇りを共有でき、小さくても未来に引き伝えられる施策が必要であると考えます。

そこで1点目に、当市において進みつつある地方創生の具体的な取り組み状況について伺いをいたします。

次に、2点目、当市のまち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会が6月に第1回目が開催されております。その位置づけ、策定方法などの論点と、また国から示されている地方創生との整合性について伺いをいたします。

3点目に、平成28年度より策定される第2次総合計画は、当市の将来像を示す重要な施策であると考えます。そこで、総合戦略の位置づけと第2次総合計画との関連について伺いをいたします。

次に、大項目の2つ目、交流人口拡大に向けた観光の振興について伺いをいたします。北海道の2014年度外国人観光客は154万人に達し、

3年連続で過去最高を更新して、2020年には300万人にふやすという目標を加速させたいとの報道がありました。当市も7月に名寄日台親善協会設立総会も開催され、外国人受け入れに対して積極的な施策に取り組んでいると認識をしております。

そこで1点目に、当市での海外観光客の受け入れ実績推移についてお伺いをいたします。

また、外国人を受け入れるためにはきめ細かな対応が要求されることと考えます。いわゆるおもてなしであります。市内の観光案内はもとより、バスや鉄道を使った観光地へのアクセス、また民間企業との連携による宿泊施設などへの案内も重要性を増してくると思います。定例会初日の補正予算の中で、地方創生先行型事業のインバウンド活性化事業も提案されておりましたが、2点目にその内容を含めまして改めてインバウンド、いわゆる外国人受け入れに対する取り組みと今後の課題についてお伺いをいたします。

次に、3点目、食を通じての観光施策であります。当市の観光振興計画では名寄市の特性を生かしながら交流人口による経済効果の拡大を図ることを目標として、戦略スケジュールが計画されております。その具体的な戦略の一つに食の観光提供は不可欠であると明示されています。食は、日常生活はもとより、観光地でも大切な楽しみの一つであり、旅行先でその土地ならではのおいしいものを味わいたいというニーズは高く、訪れた人に感動を与えるものと思います。また、食の開発振興は、民間とのより強固な連携が必要であると思います。そこで、平成24年度に策定されました観光振興計画に基づき、食の開発、PR事業などへの観光施策への具体的推進経過についてお伺いをいたします。

次に、4点目のEN-RAYホール周辺の環境整備についてお伺いをいたします。EN-RAYホールは、5月9日の開館式典以降各種のイベントが開催され、8月12日までに1万2,158名の

利用があったと聞いております。来館された方は、市内はもとより地域外の人も多く御利用されていることと思います。来館された方にとってEN-RAYホールで上演されるイベントには当然のこと感動されていることと思いますが、市内の景観も人の心を引きつけ、大きなインパクトを与えるものだと考えます。しかし、EN-RAYホールに続く昭和通並びに豊栄通には街路樹のないところがあり、切り株だけが残っている箇所、または植樹柵に雑草が生えている箇所などが見受けられ、景観としては決してよい状態とは言えません。一部の植樹柵については、町内会の方だと思いますが、ひまわりや花を植えて管理されている箇所もありますが、今後どのような管理運営をされていくのかお伺いをいたします。

次に、大項目の3点目、橋梁長寿命化計画の取り組みについて伺います。当市は、1級河川为天塩川と名寄川が合流する地点に位置し、地形は名寄盆地とも言われ、基幹産業である農業はもとより上川北部管内の経済、医療、教育などの交通の拠点となっております。天塩川、名寄川はもとより、そこに注ぐ支流を含めて市内には244の橋梁が設置されており、どの橋梁も重要な役割を果たしております。先般の議会報告会で一部回答をいただいておりますが、改めて3点についてお伺いをいたします。なぜならば、市内244橋梁のうち1970年代に全体の45%に当たる大小合わせて110の橋梁が建設され、約45年が経過をしております。構造により寿命の違いはあるとは思いますが、今後集中した修繕並びにかけかえが予想されます。

そこで1点目に、市内にあります橋梁の現状と実態調査の内容についてお伺いをいたします。

2点目は、名寄市内の橋梁は建築方法、年数、長さ、交通量などにより修繕の内容は異なってくると思いますが、具体的な修繕のポイントについてお伺いをいたします。

3点目は、どんな設備も時間とともに劣化、老

朽化して、やがては使用に耐えられなくなると思っています。今回の点検は、いわゆるメンテナンスであり、欠陥を早期に発見し、寿命を延ばす効果が期待されると思います。そこで、橋梁長寿命化計画に基づく事前の点検により、いわゆるメンテナンスによる費用の効果について現状で確認できる範囲でお伺いをいたしたいと思います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） 臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） おはようございます。ただいま東川議員からは、大項目で3点にわたり御質問いただきました。大項目の1につきましては私のほうから、大項目2のうち小項目の1から3につきましては営業戦略室長から、同じく大項目2の小項目の4及び大項目の3につきましては建設水道部長からそれぞれ答弁となりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、大項目の1、明るく元気なまちづくりについて、小項目1、地方創生の取り組みについて申し上げます。初めに、当市における取り組み状況及びまち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会の論点についてでございますが、国においては急速に進展する人口減少と少子高齢化に歯どめをかけるべく、昨年まち・ひと・しごと創生法を施行するとともに、人口の現状と将来の姿を示す長期ビジョンや将来にわたって活力ある日本社会を実現するための5カ年計画であります総合戦略を策定するなど、問題解決に向けた取り組みを本格化させております。まち・ひと・しごとの創生につきましては、国と地方が一体となって推進する必要があり、都道府県や市町村におきましても地域の実情に応じた総合戦略の策定が求められておりますことから、本市といたしましても人口減少の克服を目指し、冬季スポーツに適した自然環境や市立大学、市立総合病院といった本市の資源を最大限に生かしながら、地方創生の取り組みを推進する必要があると考えております。このた

め、本年2月に名寄市まち・ひと・しごと創生本部を設置し、本市の総合戦略の策定に向けた検討を始めたところであり、これまで農林業や商工業、文化スポーツ、子育て世代、大学生や報道機関など7団体と8回にわたり意見交換会を実施するとともに、市民や学生を対象に結婚や子育て、人口減少に対する意識など、これらに関するアンケート調査を実施したほか、本年6月には国の通知に基づき広く関係者の意見を反映するため、産業界や教育機関、金融機関、労働団体などで構成します名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会を設置するなどしまして、市民の皆様の御意見を伺いながら総合戦略の策定を進めているところでございます。

本推進委員会は、現在までに5回開催しておりますが、国の総合戦略の基本目標であります地方における安定した雇用創出、地方への新しい人の流れ、若い世代の結婚、出産などの希望の実現、地域連携を勘案しまして、本市のまち・ひと・しごとの創生を推進するための基本目標として設定をいたしました産業の振興、定住人口、交流人口の拡大、子供、子育て支援や高齢者福祉の充実、市立大学の機能強化、地域連携の拡大の5つの分野についてそれぞれ御議論をいただき、委員の皆様からは各施策の内容を具体的に記載すべき、数値目標の項目を工夫すべきなどといった御意見をいただいているところでございます。今後本推進委員会におきましてさらに議論を深めるとともに、市議会に対しましても十分に御説明をさせていただくなど、丁寧な議論を重ねながらも本年度中のできる限り早期に総合戦略を策定してまいりたいと考えてございます。

次に、総合戦略と第2次総合計画との関連について申し上げます。本市におきましては、まち・ひと・しごと創生を実現するためには、総合戦略はもとより第2次総合計画に基づき必要な取り組みを着実に推進する必要があると考えております。第2次総合計画につきましては、現在計画の構成

や期間など検討を進めているところでありまして、今後これらの検討を踏まえ、第2次総合計画策定に当たっての基本的な考え方をお示しし、総合戦略との関係につきましてもこの中で整理してまいりたいと考えておりますが、総合計画は市政運営における最上位計画であり、本市の総合的な振興、発展に資する施策を明らかにするものでありますことから、総合戦略に盛り込む施策、事業につきましては第2次総合計画におきましても重点的に取り組むべき施策、事業となるものと考えているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 私からは、大項目2、交流人口の拡大に向けた観光振興について、小項目1、海外観光客の推移についてお答えいたします。

外国人入り込み数につきましては、日本政府観光局、いわゆるJNTOが調査する訪日外客数や訪日外客訪問地調査などにより推計した北海道を訪れた外国人入り込み数を算出しています。道内の各市町村におきましては、外国人宿泊数を北海道へ報告することになっており、本市での外国人宿泊数は平成24年度は17人、平成25年度は97人、平成26年度は59人となっております。この宿泊者数の内訳につきましては、平成24年度が国際雪像彫刻大会ジャパンカップの参加者、平成25年度、26年度につきましては国際雪像彫刻大会のジャパンカップの参加者に加えまして、教育旅行で来名した台湾からの高校生等でありませ

す。続きまして、小項目2、インバウンドの受け入れに対する課題と対応についてお答えいたします。北海道では、東京オリンピック、パラリンピックが開催されます2020年に来道外国人観光客を昨年度の154万人から約2倍の300万人を目標としております。現在本市では、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に向けて具体的な政策

の検討課題の一つとなっております。当地域では、外国人観光客受け入れ態勢が十分とは言えず、今後レンタカーなどを利用した個人旅行を楽しむ外国人観光客の増加が予想され、外国人観光客に対しての案内機能等の整備が課題となっておりますので、受け入れ態勢の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、小項目3、食を通じての観光施策についてお答えいたします。食は、最も地域らしさが出しやすい観光資源であり、集客力が大きく、また地域再生の手始めとしても取り組みやすく、本市でも食資源として日本一を誇るモチ米を活用したもっともち米プロジェクト、食文化の掘り起こしにより新たなご当地グルメとして活用されることになったなよろ煮込みジンギスカン等食と観光資源に一層の磨きをかけ、発掘をすることで交流人口の拡大を目指しております。もっともち米プロジェクト、なよろ煮込みジンギスカンにつきましては、それぞれ官民連携により組織された名寄市食のモデル地域実行協議会、第746なよろ煮込みジンギスカン艦隊が名寄の食文化の発信、知名度向上等にかかわる取り組みを展開しており、今後ともより一層食の魅力の情報発信に努めることで観光需要に結びつけることができるよう民間と協力をしながら取り組みを進めてまいります。

なお、もっともち米プロジェクトにつきましては、今後市内飲食店でモチ米を使ったメニューを紹介するマップを作成し、次年度完成する予定であります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 私からは、大項目2の小項目4及び大項目3、橋梁長寿命化計画の取り組みについてお答えいたします。

初めに、ENRAYホール周辺環境整備について申し上げます。ENRAYホールにアクセスする幹線市道につきましては、錦通、豊栄通、ハルニレ通の3路線で、各路線の植樹柵設置数は

錦通73カ所、豊栄通184カ所、ハルニレ通147カ所で、総数404カ所となっております。現況としましては、錦通の植樹柵はほぼ全ての柵に街路樹が植え込まれております。街路樹が伐採処理されている植樹柵は103カ所あり、そのうち豊栄通は87カ所となっております。南4丁目から南9丁目間において街路樹が既に伐採された柵が点在しています。現在E N-R A Yホールにアクセスする道路の路線の中で街路樹が伐採処理されている植樹柵での抜根作業は、木の根元までを処理することが必要となります。植樹柵の解体、再設置を含め、歩車道の舗装部分まで掘り起こしが波及する大規模な作業となり、多額の費用を必要とすることから、街路樹伐採後の植樹柵についてはどの路線でも抜根は行っていない状況となっております。

また、抜根は行っていませんが、地域の市民の皆さんが工夫をしながら植樹柵を活用し、さまざまな草花を植えていただいている植樹柵もごさいます。また、道路施設として当初より花壇として整備を行っております路線につきましては、隣接する町内会等に御協力をいただいております。健康の森へ行く日進の道路では、樹木を植える植樹柵ではなく、花苗用の柵花壇としての整備をしております。日進9線と日進東11号線の2路線があります。また、市内には大通の道道日進名寄線、市内中心部では大通から西4条間の南3丁目通、南4丁目通と駅前から名よせ通りを経て市立病院までの南6丁目通に柵花壇が設置されております。毎年6月に市が花苗の集荷と配送、運搬を行い、各町内会が植栽作業と維持管理に御協力をいただき、市民の皆さんとの協働による町並み環境の整備を行っている状況もごさいます。現在市としては、既存の樹木との統一感からも街路樹伐採後に同じ柵に補植する計画は持っておりません。樹木の切り株を残したままの植樹柵をどのように活用していくのか、植樹柵沿線の町内会の皆さんとも相談をしながら、研究をしてまいりたいと

思いますので、御理解をお願いします。

次に、大項目3の小項目1、市内にある橋梁の現状と実態調査についてお答えします。日本の道路橋は、その多くが高度経済成長期に建設され、建設後約40年から50年が経過し、多くの橋梁において急速に老朽化が進む状況となっております。特に北海道においては、積雪寒冷地という地域特性から、凍結、融解などの損傷や老朽化による損傷が拡大する傾向にあります。老朽化が進む橋梁に対して従来では損傷が大きくなってからかけかえや対策を行う事後保全型の維持管理を継続してきました。この場合は、供用が難しくなるまで対策を講じないため、維持管理コストが膨大となり、安心、安全の確保のための適切な維持管理を続けることが困難になることから、損傷のひどくならない早い段階から予防的に修繕及び計画的なかけかえを行う予防保全型の維持管理に政策転換を図ることが必要となっております。

こうした背景を踏まえ、名寄市において管理橋梁について点検を実施し、その点検結果をもとに橋梁長寿命化修繕計画を策定し、計画的に修繕工事を進めていくこととなりました。現在名寄市の管理橋梁は244橋あり、建設後40年以上の橋梁については全体の約3割、10年後には全体の約8割に達する状況にあります。実態調査については、国土交通省所管である社会資本整備総合交付金の活用により平成21年度から平成24年度までの4カ年で遠望目視点検を実施し、平成25年度に点検結果を踏まえ、名寄市橋梁長寿命化修繕計画を策定したところでございます。

次に、小項目の2、今後の具体的な修繕計画についてお答えします。平成25年度に策定を終えた名寄市橋梁長寿命化修繕計画により、遠望目視点検の結果から得た5段階の損傷評価AからEのうち、損傷評価の悪いD、E評価の橋梁26橋に対して損傷の激しい橋梁や交通量の多い幹線道路にかかる橋梁を優先的に平成27年度から平成36年度までの10カ年において修繕計画を立案い

たしました。今年度の発注工事については、今月に入札を終えたところでございます。

次に、小項目の3、長寿命化計画に基づく効果についてお答えいたします。橋梁長寿命化修繕計画策定時において今後60年間の橋梁保全、更新費用を試算した結果、従来の損傷が大きくなってから対策を行う事後保全型維持補修を行った場合の累計は296億円程度、予防的に修繕及び計画的なかけかえを行う予防保全型の累計は約112億円程度となり、予防型保全の維持補修を実施することにより約184億円程度のコスト縮減効果が見込まれます。このことについては、今後の60年間の財政出動の見込みであり、最終的には橋梁の寿命が来た場合においてはかけかえとなりますが、このかけかえ時期を少しでも後年次に送り込むことにより一時的な財政出動を抑制し、名寄市のインフラに対する事業費の平準化を図ることができる効果があるものと考えております。

私からは、以上答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございます。

1点目のまち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会、これまで都合5回開催をされ、本年度の早い時期に最終的な方向が見出されるという回答をいただきました。答弁をいただいた中で何点が改めてお伺いをしたいと思います。地方創生の取り組みは、確かに人口減少に対する将来像をどう描いていくかが課題であると思います。名寄市は、旧風連町との合併当初の平成18年度の人口は3万1,212人、平成24年10月に2万9,965人、そしてことしの3月に2万8,276人と確かに人口は減少しておりますが、緩やかな減少傾向であり、その背景は名寄には先人の方が築いていただいた過去のすばらしい財産が支えになっているからだと思います。過去の財産を宝として、市民みんなで心と目線を合わせ、いわゆる名寄的グローバルスタンダードの取り組みが重要ではない

かだと思います。物と情報が国境を越えて瞬時に移動できるようになった現代社会では、どのような取り組みもグローバルな視点からの考察が欠かせないのではないかと思います。また、地方創生の最初の前文に、魂、いわゆる心があるべきだと考えます。精神論になるかもしれませんが、この点について加藤市長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 地方創生の取り組みにつきましては、先般も議会のほうで特別委員会を設置をしていただき、鋭意それぞれ建設的な御議論をいただいたというふうにお聞きしまして、感謝を申し上げたいというふうに思います。

もう御案内のとおり、昨年増田レポートが発表されて、全国の自治体の約半分が消えてなくなるかもしれないというような衝撃的なレポートで、そのほとんどが地方の自治体であると。地方の自治体がなくなるということは、すなわちやっぱり日本は地域、地方にこそ文化や歴史や日本らしさがあるということだと思います。地方がなくなるということは日本そのものがなくなってしまうという危機感のもと、国も地方自治体もそれぞれが役割を認識をして前に進んでいくことが何よりも必要なのではないかと。その中で名寄市ができることを今議員がおっしゃられたとおり、市民の皆さんと一緒に目線を合わせて、心をそろえて向かっていくことが何よりも必要なのではないかとこのように思うところであります。

御案内のとおり、増田レポートの中でも名寄市は北海道内では人口減少率が比較的少ない上位トップテンに入っていると、こういうことでありまして、このことは2005年から2010年にかけて大学は4年制化するだとか、病院がICUだとか、高度化していったことによる病院の就業者数の増加、あるいは大型店が進出してきたと。こうした特殊な要因が重なりまして、社会人口の減少に大きく歯どめがかかった5年間だったとい

うふうに認識をしています。これも先人の皆さんの財産のおかげだと思いますが、一方で2010年以降の人口の動きを見てみると、やはりそうした効果が剥げ落ちているというか、一巡しているということでありまして、社会減少、いわゆる転出、転入を引いた人口減少が大きくなってきているということでもあります。非常に危機感を持っております。その先人の皆さんからいただいた財産、これにあぐらをかくことなく、この財産をさらにみんなで磨き上げて生かしていくと、このことに尽きるのではないかというふうに思うところでありまして、これが心になるかどうかわかりませんが、そうした思いで総合戦略を策定していきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） ありがとうございます。加藤市長の考え、思いがこの地方創生戦略に反映されることを御期待をいたします。

地方創生の取り組みにつきましては、この後も質問を予定されているので、できるだけ重複は避けたいと思いますけれども、もう一点お伺いをしたいと思います。今市長もお話がありましたように、本市には市立大学があります。保健福祉学部の栄養、看護、社会福祉学科があり、教育、研究を対象とする公立大学が設置をされている意義は極めて大きく、人口の歯どめに一定の役割を担っていると思います。

先日市立大学で開催されました小樽商大の李先生の講演を聞かせていただきました。その中で大学間の横の連携、非常に強いものがあるのだなというのを改めて痛感をしたところであります。そこで、新規事業の取り組みについては産学との連携が期待されるところでありますけれども、市立大学との連携はどのように進められようかとされているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 地方創生の中でのとりわけ大学の取り組みということで質問がありました

が、日本には公立大学86ありまして、そのうちの約7割は都道府県立あるいは広域連合の設置主体ということでありまして、残り3割が地方自治体単独の設置主体と。その自治体を見ても政令指定都市や、あるいはそれに準じる中核市がほとんどでありまして、このような名寄市の3万人ちょっとのまちで公立大学があるということはもうほとんど希有に近い状況だと。これは、ある意味で奇跡でもあり、これこそは先人の皆さんの熱い思いがここまで大学を発展させていただいたということでもあります。この大学こそが名寄市にとっても大きな財産であり、今回のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも大きな柱の一つになろうというふうに考えています。その中でも1つ、昨年議員の皆様にも御理解いただき、進めさせていただいている社会保育学科の新設と保健福祉学部の再編強化ということと、それと今お話のあった産学官、いわゆる大学を今の道北地域研究所、地域交流センターをさらに進化をさせる形で新たにコミュニティケア教育研究センターを新設し、大学の研究機能の強化を図っていくということが大きな柱となっていくというふうに思います。これは、地域のニーズをしっかりと酌み取っていける組織になろうかというふうに思いますし、地域のあらゆる政策課題、とりわけこうした人口減少、特に地方都市においてのそうしたことに対していかに包括ケアも含めて立ち向かっていくことができるのかという研究だとか、あらゆる研究機能の強化を図ることで地域に対していい効果を発現できる、あるいは地域にそうしたことに資する人材を輩出できる、そうした大学の機能強化を図ってきたいというふうに考えているところでありまして、改めてこの名寄市の大きな戦略の柱として考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） ありがとうございます。市立大学がある強み、これをぜひ生かした内容で進めていただきたいということを要望させて

いただきたいと思ひます。

地方創生の取り組みは、市民に理解をしていただくことはもちろん重要でありますけれども、民活を含めたさまざまな分野における意見を取り入れることにより、いわゆるバランスのとれた名寄的グローバルスタンダードの取り組みになることを期待をいたします。また、その取り組みが優しさと愛情を持ち、市民に心と目線を伝える内容であることを要望し、次の質問に移らせていただきます。

次に、交流人口拡大に向けた観光施策の振興について伺います。私は、8月にトマムの雲海を見る機会がありました。その日は非常に天候に恵まれ、朝5時からゴンドラで展望台に上がり、その光景のすばらしさに感動を覚え、周りの人とも同じような喜びを分かち合うことができました。やっぱり体験の観光というのは、非常に人を呼び寄せるのに重要な施策の一つではないかと思ひます。名寄の冬場に見られるダイヤモンドダストなど、自然を生かした体験型観光への取り組みについてどのように考えているかお伺いをいたします。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今御質問ありました体験型観光についてということでお答えさせていただきますと思ひます。

体験型観光につきましては、今議員のほうからお話がありましたように、特に冬の部分を生かしたカーリングとか、いろんな部分を含めての体験型観光のメニューを御用意させていただいています。先ほども申し上げましたように、台湾からの教育旅行の際にも特に今台湾の観光客については北海道の冬の魅力を感じたいということで、本市のほうにも来ていただいておりますし、今年度もまた台湾からの教育旅行を受け入れる予定であります。今私どものほうでさまざまな体験型観光のメニューを用意しておりますけれども、一つの課題といたしまして、名寄だけで体験型観光だけで観光客をお呼びするという部分についてはなか

なか日程的な部分も含めて、来ていただいて着地型観光ということで宿泊も伴った観光を目指していかないといけないということを含めて、今回の台湾からの教育旅行の誘致の際も他の近郊の市町村と、下川とか美深とかと連携しながら体験型観光のメニューを構築して、道北観光連盟ありますけれども、そこらの管内で一つの体験型観光の商品を二つ三つと用意することが今後この名寄の地にお越しいただける可能性が高くなるということで、今それぞれの市町村で体験型観光のメニューをいろいろ模索しておりますけれども、もう一歩進んで広域的に一つの旅行商品として構築できるよう他の市町村とも含めて検討させていただいております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） この体験型というのは、先ほどお話をさせていただいた雲海もそうなのですけれども、初めてその光景が見られた方、あるいは2回、3回と来て見られた方というふうなことで、非常にそこに集まる人の人数多くなるのかなというふうに思ひます。今回回答いただきましたように、近郊市町村を含めてやっぱり名寄市独自の目玉となる体験型観光について今後も積極的な取り組みをお願いをしたいと思います。

次に、EN-RAYホールの案内板について伺います。現在は、昭和通と錦通の交わる北と南にそれぞれ設置をされております。しかし、国道の南北から来たほうには案内が不足しているのだと思ひますが、案内板設置の考え方についてお伺いをいたします。

また、国道を南から来て中央通に交わる手前並びに昭和通の北から来て中央通に交わる手前に使用されなくなった市民会館の案内が残されたままになっております。この看板でのEN-RAYホール案内の利用は位置的に難しいのかもしれませんが、不用な看板は速やかに撤去が必要かと思ひますが、今後の対応についてお伺いをいたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 今御質問ありました案内表示の関係ですけれども、ことし施行中であります主要施設の案内表示の工事を今やっております。市内に既に計画としては6カ所案内看板をつくるようになっていまして、その6カ所の看板のうち4カ所においてE N—R A Yホールへの案内看板を作成をする予定ということで、工期は9月までになっていますけれども、既におおよそでき上がってきているかなというふうに思っています。

それで、市民会館の関係では、議員おっしゃったとおり2カ所に看板が立っていまして、この看板については基本的には撤去するというのではなくて、ぜひ活用はしたいというふうに思っていますが、現状昭和通の案内看板については表示する文字数の関係でちょっと検討が必要かなというふうに思っていますし、また国道40号線の案内板についてはこれ国道の敷地内に設置をされている看板を利用して名寄市の施設の案内板ということになってございまして、この点については開発局との協議も必要になってくるというふうに考えていまして、既存の看板については先ほど言いましたようにぜひ利用しながら、特にE N—R A Yホールの関係については表示をふやしたいという考え方を持っていますので、議員言われたとおり開発との協議ですとかも必要になりますけれども、議員からお話があったような協議を進めていきたいというふうに考えていますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） E N—R A Yホールは、先ほども8月まで多くの方が利用されており、地域の方もかなりその中には含まれていると思いますので、場所がわかるような案内標識についても今後早急な対応をお願いをしたいと思います。

今看板についてお話をさせていただきました。

先ほどE N—R A Yホールの街路樹のお話もさせていただきました。一部回答の中にもありましたように、名寄市の健康の森に向かって10号橋を右に渡ると先ほど言われたように花壇あるいは競技場、パークゴルフ場の西側もきれいに管理がされております。非常に入ったときに、あそこの健康の森に向かったときに訪れる人を感動させるとともに、目を楽しませていただいているのかなという気がします。この管理について、実はちょっと近隣の人にお伺いをいたしました。地域の老人クラブの方がボランティアで苗の植えつけ、草取り、後の後片づけを行っているというふうなことでお聞きをしました。先ほどE N—R A Yホールの植樹については、伐採の切り株についてはとりあえず今のところ道路の問題だとかというふうなお話も受けましたけれども、できれば近隣の町内の皆さんと同様の取り組みができるかどうかわかりませんが、市民の協力をいただきながら、先ほども言いました会場での感動はもちろんですけれども、来館者の心に残る景観への配慮について検討を要望させていただきたいというふうに思っています。

最後に、橋梁長寿命化計画の取り組みについて再度お伺いをいたします。今回橋梁の点検を実施されましたが、今までの点検体制はどうであったか、また今後どのような点検を行っていくのかお伺いをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 今後の点検の方向性ということだというふうに思いますが、点検あるいは修繕の内容についてということで触れさせていただきたいと思いますが、基本的には長寿命化ということで大規模な修繕を一度に行うということではなくて、一部橋においてコンクリートが欠けた状態になっている、あるいはひび割れが発生をして橋梁ですとか橋台の表面が剥がれているですとか、あるいは橋の床版部分の防水ですとか、あるいは橋梁の桁の部分の断面修復等、

橋梁全体の中で悪いところの部分について修繕を行うということで、あくまでも橋梁の延命を図るといふことの修繕工事を行う予定になっています。これまで橋梁の点検の方法につきましては、平成26年7月に施行の国の道路法の改正によって、従来の点検方法としては遠望目視という点検でありましたけれども、改正によって橋梁の点検者を利用しながら、目視確認ですとか、触診、触れるということ、あるいは打音、たたいて音の確認、そういった検査を行う近接目視の点検に変更となっています。この検査については、国として5年に1回検査を行うように義務づけも行われているところであり、このことによって今後の橋梁修繕計画については、これまでやりました近接目視点検の結果によって、5年ごとに今の計画自体見直しを図るようなことにもなるかもしれません。ただ、この点検については従前の遠望目視よりも点検の費用が少し高額になるということから、点検についても国の交付金の中でできるのですけれども、ちょっと全体的な点検に係る金額が高額になるということで、点検費、そして修繕工事費のバランスなども勘案しながら今後も計画的に修繕、長寿命化の事業を継続してまいりたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） ありがとうございます。どの橋梁においても市民生活並びに上川北部管内の交通の拠点として重要な橋梁ですので、ふぐあいのない状態で使用できるように管理のお願いを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で東川孝義議員の質問を終わります。

加藤市長の市政執行について外2件を、大石健二議員。

○12番（大石健二議員） これより通告に従い、3件5項目について一般質問を行います。

初めに、地方創生の人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略から、名寄市が本年6月にポータルサイトで公開しています名寄市人口ビジョン中間報告からお聞きをいたします。地方版総合戦略、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たっては、まず人口推移と現状及び将来推計を踏まえ、人口に関する市民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すことをビジョン策定のポイントとして挙げています。この将来展望は、2060年までの長期ビジョンが求められていますが、人口予測の根拠、目標人口設定の考え方について御答弁願います。

次に、名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略について6点お聞きをいたします。1点目は、総合戦略の目標設定と具体的施策の選定過程です。名寄市の総合戦略は、ホームページのまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で公開されている膨大な資料の段階ではありますが、これを実行計画にするまでの過程と検証、検討等をどのように進めていくのか御答弁願います。

2点目は、名寄市における地方創生の推進の中で総合戦略は第2次総合計画に包含されるものと考えられるとの基本的な考え方が示されていますが、本年度からスタートしている総合戦略と29年度から新たにスタートする第2次総合計画の整合性をどのように図っていくのか御答弁願います。

3点目は、5年計画の主眼と主な施策についてです。人口ビジョンで2060年を見据えていくわけですが、その礎となる総合戦略の5年間、2015年から2019年をどのような視点を持って施策を進めていくのか御答弁を願います。

4点目は、進捗状況の把握と目標管理の方法です。総合戦略は、PDCAサイクルを用いて客観的な効果検証を実施すべきとされていますが、その進捗の把握の方法及び検証方法をお聞かせください。

5点目は、近隣自治体との調整についてです。実は、この点が今回の地方創生を考えるときに私

自身最も関心のあるところでしたが、類似の取り組み事業など定住自立圏を構成する一方の中心市である名寄市として、圏域の構成12自治体との連携及び調整についてそのお考えを御答弁願います。

6点目に、目標を実現するに当たっての予算確保、事業費の財源確保について御答弁願います。

次に、無戸籍児の行政サービスについて伺います。無戸籍者は、何らかの理由で親権者が役所に出生届を出さなかったために戸籍を持たない人のことを指します。その要因は、離婚した前夫の籍に入れたくない、家庭内暴力、DVなどさまざまな理由で出生届が出されないケースが指摘されています。無戸籍で公的に身分を証明するものがないがために、社会で生活していく上でさまざまな支障が出てまいります。また、この戸籍に基づいて作成される住民票がないことで、就学や児童手当あるいは児童扶養手当等の受給など各種の行政サービスを受けるのにも制約が生じかねません。名寄市における無戸籍児の現況と今後の対応について伺いをいたします。

次に、市民の声から、2件お聞きをいたします。最初に、電気柵の事故防止対策についてお聞きをしております。本年7月、本州で電気柵の漏電による感電で7人の死傷者を出す痛ましい事故が発生をいたしました。名寄市においてもエゾシカや熊の食害対策として電気柵や電気牧柵が設置されていますが、現在の設置状況及び漏電や感電による事故防止に向けた取り組みについて御答弁願います。

次に、市庁舎前の掲示板についてお聞きをいたします。まず、名寄市の情報公開条例に対する考え方からお聞きをしております。市のホームページを参照すると、情報公開制度について市政をより一層開かれたものにするために市民の皆さんが市の保有している公文書を閲覧したり、その写しを求めることができる制度ですと解説をしております。また、21条から構成されている名寄市

情報公開条例の第1条の目的には、市政に関する情報についての市民の知る権利について明記しています。こうした情報公開の制度と条例を踏まえた上で、改めて市の情報公開に対する考え方について御答弁願います。

次に、庁舎前に設置されている掲示板についてお聞きをいたします。この掲示板に張り出されている掲示物は、名寄市公告式条例によると条例、規則、規程の制定、改廃について公告すると明記をされています。しかしながら、掲示期間によっては膨大な掲示物が重なり合ったり、折れ曲がったりして内容が読み取れないこともしばしば見受けられます。夏の暑い日盛りには、茶色く日焼けして尾羽打ち枯らした無残な姿をさらしていることが多々見受けられる。掲示板の情報公開のあり方について御答弁を願います。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ただいま大石議員からは、大項目で3点にわたり御質問いただきました。大項目1及び大項目3のうち小項目の2につきましては私のほうから、大項目2につきましては市民部長から、大項目3のうち小項目の1につきましては経済部長からそれぞれ答弁となりますので、よろしく願いいたします。

それでは、大項目の1、市長の市政執行について、小項目の1、地方創生への取り組みから、初めに人口ビジョンについて申し上げます。人口ビジョンにつきましては、本市の人口の現状を分析し、人口に関する市民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と2060年までの人口の将来展望を提示するものでございます。人口ビジョンにつきましては、国から策定方法が示されておりまして、まずはこれまでの総人口や年齢構成の変化を分析し、市民の結婚、出産、子育てや移住に関する意識などを把握するとともに、目指すべき将来の方向性を提示した上で、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口を基本としなが

ら、出生率にかかわる自然増減や転入、転出にかかわる社会増減に関する見通しを立てて将来の人口を展望することになります。

本市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計によりますと、2060年の時点で1万8,610人となることが推計されておりますが、現在自然増減や社会増減に関する見通しについて検討を進めているところでありまして、今後国の長期ビジョンを勘案するとともに、目指すべき将来の方向性を踏まえまして本市の将来人口を展望し、総合戦略とあわせて人口ビジョンを策定してまいりたいと考えてございます。

次に、まち・ひと・しごと創生総合戦略について申し上げます。本市におきましては、総合戦略の策定に向けて本年6月に名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会を設置しており、これまで5回にわたり御議論をいただいているところでございます。当初は、本市の地方創生の基本目標として設定をいたしました産業の振興、定住人口、交流人口の拡大、子供、子育て支援や高齢者福祉の充実、市立大学の機能強化、地域連携の拡大の各施策分野ごとに議論を進めてまいりましたが、先週開催いたしました推進委員会におきましては施策全体を体系的に取りまとめた資料をお示しし、改めて全体的な議論を行っていただいたところでありまして、今後さらに推進委員会において議論を重ねていただき、本年中のできる限り早期に総合戦略を策定してまいりたいと考えております。

また、総合戦略は地域の実情に沿って策定することが求められておりますことから、本市といたしましては本市が有する資源の活用や自治体連携を主眼に推進委員会の御意見を伺いながら主要施策を取りまとめ、人口減少の克服に向けて着実に推進してまいりたいと考えてございます。

次に、第2次総合計画との整合性についてでございますが、現在第2次総合計画の構成や期間などにつきまして検討を進めているところでありまして、今後これらの検討を踏まえ、第2次総合計

画策定に当たっての基本的な考え方をお示しし、総合戦略との整合性につきましてもこの中で整理してまいりたいと考えておりますが、総合戦略に盛り込む施策、事業につきましては第2次総合計画におきましても重点的に取り組むべき施策、事業としての位置づけとなるものと考えているところであります。

次に、進捗状況の把握などについてでございますが、総合戦略につきましては毎年度外部の評価を受けながら検証することとなっているほか、政策分野ごとの基本目標につきましては数値目標を設定することとされていますことから、推進委員会におきましてこの数値目標などをもとに施策、事業の効果を検証し、必要に応じて改定を行うなど妥当性及客観性を担保した総合戦略の進行管理に努めてまいります。

次に、定住自立圏構成市町村との調整についてでございますが、多くの市町村におきまして人口減少が進行している中で、市町村が単独でフルセットの都市機能を整備していくことが困難となることが想定されますことから、本市といたしましては圏域市町村との連携を拡大する必要があると考えてございまして、総合戦略におきましても地域連携の拡大を基本目標の一つとして設定してまいりたいと考えてございます。しかしながら、総合戦略はそれぞれの自治体が地域の実情に応じて策定するものでありますことから、現在構成市町村に対しまして地域連携に関する施策の総合戦略での位置づけにつきまして照会をしているところであり、各市町村の状況を把握した上で必要な調整を行ってまいりたいと考えてございます。

最後に、目標実現に必要な事業費の財源確保についてでございますが、総合戦略につきましてはまち・ひと・しごとの創生に向けて今後5年間に特に取り組むべき具体的な施策を示すものではありませんが、個別の事業につきましては実施時期や制度設計など今後さらに検討を要するものもありませんことから、事業の内容の詳細につきまして決定

した上で、今後の予算編成や第2次総合計画の策定過程におきまして必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、大項目の3、市民の声から、小項目の2、市役所庁舎前の掲示板について申し上げます。まず、市民への情報公開に対する考え方についてでございます。本市といたしましては、情報公開の請求があった場合につきましては名寄市情報公開条例に基づきまして同条例第10条に規定をしています個人情報等の公開してはならない文書及び第11条各号に規定をしてございます公開しないことができる公文書、このうちの実施機関が公開しないと判断したものを除く公文書につきましては、原則公開すべきものと考えておりますし、これまでもそのように取り扱いを進めてきたところでございます。

なお、情報公開の件数につきましては、毎年6月広報におきまして前年度の実績につきまして紹介をさせていただいておりますが、平成25年度が請求件数6件中公開が4件、公文書が存在しないものとして不存在が2件、平成26年度につきましては請求件数5件中公開が2件、不存在が3件となっているところでございます。

次に、名寄庁舎東側に設置をしております掲示場につきまして、その現況と課題解決に向けた取り組みについて申し上げます。本市では、地方自治法第16条の規定に基づき制定をされています名寄市公告式条例によりまして、条例の公布や規則並びにその他の規程を公表しようとするときは、名寄市東側にございます掲示場に掲示することとなります。また、あわせて地方税法に基づく公示送達やその他法令に基づく告示等で公表が必要な文書におきましても同様に当該掲示場に掲載をしております。

御質問のありました掲示場における文書の掲示状況についてであります。掲示場のスペースの問題もあり、掲示する文書が多い場合や1件で複数枚張り出す場合、さらには時期的な問題もござ

いまして、乱雑に張られたり、重ね張りをした結果、2枚目以降が見えない、文書が変色しているなど掲示している文書をごらんに来られた市民の皆様にご迷惑をおかけしていることにつきましてはおわびを申し上げたいというふうに思います。今後におきましては、掲示場に整然と掲示するよう職員への指導を行うことを徹底することについては無論のこと、この掲示場につきましては施錠してございません。扉をあけて文書を見ていただくことが可能でありますので、このことにつきまして掲示場の扉に表示、周知するなどしまして掲示場閲覧の環境づくりに努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 私からは、大項目の2、名寄市の行財政運営から、小項目の1、無戸籍児の実態と行政サービスについて、その現況と今後の課題及びその対応等につきまして申し上げます。

無戸籍児を含む無戸籍の方につきましては、これまで名寄市において相談、問い合わせ等の事例はありませんが、法務省の全国調査では平成27年7月の段階で626人、うち道内では15人、旭川管内では3人が確認されております。また、文部科学省が行った実態調査におきましては、平成27年3月10日現在で戸籍に記載のない学齢児童生徒が全国で142名に上るとのことです。通常出生届が提出をされ、戸籍住民基本台帳への記載が一連の流れとして行われ、各種行政サービスを受けることができますが、さまざまな事情により出生届が出されない無戸籍児の数につきましては、プライバシーの問題も絡みまして発覚しにくい背景があるため、相談等がない限り実態数を把握することは非常に困難な状況でございます。戸籍や住民票がないことでさまざまな行政サービスを受けることができず、不利益をこうむることとなりますけれども、今後名寄市において

このような事例や相談等があった場合には、平成26年7月31日付の法務省通知に基づきまして速やかに法務局に報告を行い、相談者の状況を把握し、戸籍や住民票を作成するために必要な家庭裁判所での手続方法、現状でできる行政サービスの御案内等、担当部局と情報共有し、生活に必要な行政サービスを円滑に提供したいと考えておりますので、御理解のほどをお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 私からは、大項目3、市民の声からの小項目1、電気柵の事故防止対策に関して申し上げます。

現在市内で設置されております電気柵については、ほとんどが中山間地域等直接支払制度における集落事業の助成を受けて設置されているものと認識しております。これまでの事業実績としましては、平成17年度から平成26年度まで合計322キロメートルが設置されております。また、設置されている設備につきましては、出力電流が制限されるとともに、漏電遮断器や危険表示のプレート等がセットにされており、通常の方法で使用すれば問題が起きないものとなっております。このたびの電気柵に起因する死傷事故の発生を受けまして、適切な電源装置からの電気供給や危険表示の徹底など注意喚起の文書を中山間地域集落協議会へ通知し、各設置者へ周知を依頼し、事故の防止に努めております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） それぞれ御答弁をいただきました。ありがとうございます。それでは、いただいた答弁をもとに再質問を行ってまいりたいと思います。一部内容がさきの東川議員と重複をしておりますけれども、創生総合戦略、質問内容を構成する上でどうしても重複しかねない、重複してしまうという、その部分についてはあらかじめ御了承願いたいと思います。

最初に、人口ビジョンの人口予測、将来展望についてですが、先ほど総務部長のほうから御答弁いただきました。45年後の2060年には、名寄市の人口は1万8,610人ということでございました。あわせて高齢化率も調べてみますと、36.4%というふうになっています。それぞれが推計値ではありましたが、この1万8,610人、今後も十分精査していくのだというお話はありましたけれども、今の段階で出ている1万8,610人という人口将来推計値と、あるいは36.4という高齢化率のそれぞれの推計値の精度というところの程度まで高められている、収められた数値なのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ここで社人研の示している数字ということでありますけれども、ここは統計上の数字として扱っているところでありますので、例えば直近に大きな変化があるとかという部分については十分勘案されていないというのがありますので、あくまでも推計数字という捉え方をしています。今回の人口ビジョンは、あくまでもこの推計値を活用しながら、将来的な2060年の人口設定をどうするのかというのが人口ビジョンの考え方でございますので、先ほど申し上げましたように基本的には社人研の人口を使いますが、これからさらに総合戦略で講じる施策の効果がどうなるのかと、あるいはこれは先ほど申しましたように市町村だけではなくて国、道についてもそれぞれ取り組みを進めるわけですから、そこの施策も相まってどうなるかということでもあります。ですから、基本的な考え方としては1万8,610人が推計をされますけれども、当然ここに期待値というのが施策による効果等が勘案をされる部分だというふうに思っておりますので、1万8,610人を超える目標設定になってくるといって予測をさせていただきます。同様に国においても例えば合計特殊出生率等については2040年には2.07でしたか、上げるというふうに、あるい

は2030年には1.8という数字を挙げていますけれども、施策効果を見込んで出生率が上がるという、そういった見込みをしていますので、当市においても同様に施策の効果等について勘案した目標設定をしたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） わかりましたということで、推計値の精度の問題ちょっとお聞きしたものですから、さらにお聞きをしていきたいのですけれども、7月末現在の数字というのが2万8,769人、単純に差し引きしていくと1万159人減少すると、今後20年の間で。これを単純計算で割り返していくと、年間平均で508人ぐらい減っていくのだなんていう、単純な割り算ですけども、そういう数値が出てまいりました。平成18年の合併時の人口というのが3万1,575人、たまたまことしは折しも合併から10年という節目の年ですから、この10年間の減少、年間の平均減少数値を出してみますと281人というふうになりました。10年間で年間平均281人、たまたま今回の人口ビジョンでは年間平均508人と。これが比較対照できるかどうかは別として、ただ人口ビジョンで減っていく年間平均が508人で、これまで合併からの10年間で281人。この差が大体220人ぐらいになるのかなと。これから45年間の20年間で人口が減少していく年間の平均減少人数を見ていくと、222人の乖離があるということで、多少悲観的にすぎないかというのがあるのですが、この点いかがですか。

○議長（黒井 徹議員） 臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） 先ほどもあくまでも統計の数字上で、直近の変化については十分対応できないのが統計上のマジックと言ったら変ですけども、限界なのだということに思っています。今大石議員が言われたように、直近の人口の減少についてはこれまでの減少率を超えるような勢いで減少しているという部分がありますので、一つ

の要因はそこにあるのかなというふうに思っていますし、統計上の一つの仕組みとすると、名寄市の人口減少が比較的緩やかな要因の中には大学があったり、あるいは若い方が働く職場、大きな職場もございますので、そこが必ずしも将来にわたって定住するという約束はありませんけれども、統計上はその世代が引き続き5年ずつ一定の割合で減りますけれども、そのままそこが使われていくということがありますので、私どもが想定しているのは社人研で出ている45年後の1万8,610人ですか、そこよりも恐らく厳しい。議員が言われる悲観的なのというようになるのかもしれませんが、ここよりは恐らく減少率は低いだろうというふうに考えています。それが恐らく今言われたところの数字の二百何ぼの乖離というふうに思っていますが、そういった意味では今回出ている社人研のところについては多少名寄市においては誤差があるのかなと思っていますが、目標という点につきましては先ほど申し上げましたように施策の効果等勘案する部分でありますので、御理解をいただければというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） わかりました。あくまでも推計値ですから、多少これからの社会情勢も含めていろいろ変化をしていくのだろうと思います。

次に、総合戦略の策定の方法について、名寄市で公開されているホームページ上の資料、膨大な資料なのですが、それを拝見していくと、その中に市民との意見交換、産学官労金による外部組織の審議というふうに挙げられていましたけれども、ただ公表されている文書を見ていくと市民との意見交換、あるいは住民代表との意見交換というような表現であったかと思うのですけれども、市民との意見交換と住民代表との意見交換というのは微妙に違いがあるかなというふうに考えるのですけれども、今後総合戦略の策定の中で、あるいは計画の概要について周知を図っていく、

いろいろあるのでしょうかけれども、理解を求めていくという場が多分出てくるのだらうと思うのですけれども、そうした市民との意見交換というのは具体的にどのような場で設定されているのか、お考えがあればお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） この総合戦略については、行政だけが取り組むのではなくて、先ほどの東川議員の御質問の中にもありましたけれども、民間含めて、市民含めて取り組んでいくことが非常に重要なところだというように考えていますので、先ほど申しあげましたように策定段階においても市民のいろいろな団体あります。分野ごとに分けさせていただきましたが、そういった御意見も頂戴をしておりますし、先ほども申しあげましたように各分野から人を人選させていただきまして、総合戦略の推進市民委員会なども設置をしながら、5回の議論を踏まえて今現在に至っているというところでありますので、引き続き推進市民委員会については策定で終わりということではなくて、策定後も総合戦略の評価も含めて、検証も含めて御意見いただこうと思っておりますので、1つについては市民委員会を活用しながら市民の皆様の御意見を反映していきたいというふうに思っております。

それと、もう一点は、策定段階においてはパブリックコメントを実施をしなければいけないと思っておりますので、パブリックコメントについては御案内のように市民誰でもが御意見をいただけるという仕組みになっておりますので、パブリックコメントなどを通じながら、広く市民の皆様に意見も頂戴しながら、この総合戦略策定してまいりたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） 承知をいたしました。

あと、続いて質問に移らせていただくのですが、現在総合計画の後期計画が執行中であり

ますけれども、この総合戦略の28年及び29年度に係る事業というのは総合計画後期計画の行われているローリングの中でも逐次反映されていくのかどうか確認の意味でお聞きをしたいと思いません。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 総合計画と総合戦略、いわゆる第2次総合計画との間のタイムラグがありますので、その期間についてであります。ここについては総合戦略については現存の総合計画の中での1つローリングの対象になるというふうにも考えておりますし、毎年度の予算編成もございますので、予算編成の中でもさらに精度を上げていきたいというふうに考えていますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） わかりました。

それでは、続いて同じく総合計画にかかわってちょっとお聞きをしてみたいです。公開されている資料の中で、総合戦略は第2次総合計画に包含されるものと考えられるという微妙な表現があるのですけれども、これは包含するのか、包含されるという他律的な要因が加わっていくのか、その辺がわからないものですから、この点をちょっと確認をしていきます。第2次総合計画の策定時には、総合戦略そのものが総合計画の中で吸収をされて一元化されるという理解でいいのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 総合戦略については、5年間の戦略として策定をします。総合戦略そのものについては5年間継続するという事になります。ただ、名寄市における総合計画については、市の最上位計画として全ての分野の施策あるいは事業について取り組むものでありますので、総合戦略という計画は残りますけれども、総合戦略の考え方等については当然総合計画の中に含まれていくものだというふうに考えております。先ほど申しあげましたように、総合計画の基本的な

考え方については精査中でありますので、明確に申し上げることはできませんけれども、今申し上げましたように基本的には市民の皆さんとともにつくった総合戦略でありますので、その考え方については総合計画の中に反映をしていくと。ただ、タイムラグの2年間がありますので、この2年間の中にも総合戦略は検証していくという部分がありますので、当初策定した総合戦略と第2次総合計画がスタートしたときに総合戦略そのものの見直しもありますので、そこも踏まえた上で総合計画の中に反映をしていくと、そのような形になるというように思っています。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） そうすると、2019年までの5年間は総合計画あるいは戦略計画との二頭立てでいくということでのいいのですか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 形的に言えばそれぞれの計画がありますので、総合計画があつて総合戦略と2つの計画が存在しますけれども、考え方についてはここに乖離があつてはいけないわけですので、考え方とすれば総合戦略を踏まえた総合計画ができるというふうに御理解いただいていいかと思ひます。考え方については、総合戦略の考え方は総合計画の中に入ることになりますので、御理解いただければと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） ありがとうございます。

それでは、続いて定住自立圏、近隣自治体との周辺の連携と調整についてお聞きをしていきたいと思ひます。私ふるさと納税というのを関心を持って見守っているのですけれども、近年のふるさと納税というのは近隣自治体、自治体同士で疲弊に近いと思うぐらいサービス合戦が起きて、本来のふるさと納税の趣旨というのは少し見えなくなっているような気がしないでもないというふうに考えているのですけれども、名寄市が中

心市として12周辺自治体との果たすべき役割の中で、今申し上げたような類似、御答弁にもあったのですけれども、再度確認の意味で連携と調整、具体的にはどのようにいつどこでという、わかる範囲で結構ですけれども、かなりここ一両日で名寄市の総合戦略が冊子にまとめられてきているという、それが完成形かどうかわかりませんが、そういった冊子にまとまってきている段階で、次のステップとして定住自立圏の構成自治体との連携調整もでき上がってからやるというのではちょっと遅きに失するかなと思ひますけれども、こうした周辺自治体との連携調整についても近いうちにお考えがあるのであればお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 広域連携の中の特に定住自立圏についてという御質問でありました。基本的に先ほど申し上げたように、広域連携については総合戦略の中での一つの柱になるだろうというふうに考えているところでございます。ただ、定住自立圏あるいは広域連携については当然相手があつての連携となりますので、今現在定住自立圏の構成市町村と調整をしているという段階にありますので、現段階ではなかなか具体的話がいただけないというのが実情であります。ただ、先ほどの水間室長のほうから、例えば観光についても広域的な取り組みが必要だという話があります。こういった話が取り組みが広域的に取りまとまるのであれば、定住自立圏の中で、あるいは各市町村の総合戦略の中にも位置づけが可能だと思ひますが、なかなか現段階で具体的なものについては見えない状況であります。ただ、総合戦略についても5年間の期間がありますし、毎年見直しをして必要なものについては加えることもできますし、あるいは見直し、あるいは落とすこともできる内容となっておりますので、仮にことしができないとしても次年度以降の見直しの中でそういった取り組みについても調査研究してまいり

たいと考えておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） わかりました。

それでは、事業費についてちょっとお聞きをしてみたいなと思うのですが、多少流動性が高いのだというお話がございました、答弁では。新聞を読んでいますと、地方創生の柱として2016年には新たに新型交付金が創設されるのだと。新聞で読みますと、この中から1,000億円程度地方創生にかかわる支出をするのだというニュースが出ておりました。ただ、地方自治体が積み上げてきた地方創生にかかわる事業の総額が大体1,700億円から2,000億円でした。そうすると、差し引き1,000億円ぐらいは地方の負担になるのかなというふうに考えるのですが、名寄市における事業費あるいは財源確保の先行きについてもしお考えがあればお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 地方創生の国から示されたのにあわせて、議員が言われますように地方からは国に対してしっかりと財源措置をするようにという要望等が出たところであります。平成26年度の国の補正が1,700億円ぐらい地方創生関係で出ましたので、地方ではこれを上回る国の財源措置が必要だというような話をさせていただきましたけれども、これも議員が言われたように平成28年度の内閣府の概算予算では1,080億円ということだったというふうに思いますし、これはあくまでも概算要求ですので、今後の予算が決まる段階でどうなるか、不確定要素もあるということだと思います。地方全体としての意見とすればやはり1,080億円では少ないのではないかとということと、もう一つ、この1,080億円の国の財政措置とあわせて事業費ベースでは掛ける2、いわゆる2,160億円ですか、の事業執行というのを国のほうで示しておりますので、

内容についてはまだ明確にされていませんけれども、単純に考えれば2分の1は地方が負担しなければいけないと、そういうスキームになるというふうに思っていますので、そういった意味ではなかなか地方の思いどおりの国の財政支援にはなっていないのかなというふうな思いはしています。

一方、名寄市の総合戦略の財源についてでございます。ホームページではまだ載っていないかもしれませんが、5年間の計画期間の中で施策、事業等については創設をしていくという考えのものもありますので、ここについてはまだ事業スキームができ上がっていません。当然事業費については明確になっていないということでもありますので、総合戦略総体として名寄市において幾らの事業費ということについてはまだわからないところでありますけれども、先ほど申しましたように総合計画におけるローリングや、あるいは毎年の予算編成がございましたので、この中である意味では事業も精査させていただきながら、できるものを取り組んでいくという、そういう考え方にいるということで御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） 今白田部長のほうから毎年度の予算でというお話ありましたけれども、そうするとこれからの5年間の中で新たな新年度予算の計上するときには総合戦略にかかわる予算計上の総額というのはわかるように明示されるのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ここについては、これからの部分でありますので、各款にわたってそれぞれ予算を計上するのか、あるいは特定の総合戦略という形で予算を計上するのかについてはまだ明確になっていませんけれども、さきの補正等については各所管の予算のほうにそれぞれ計上させていただいた経過があるということについては報告をさせていただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） ありがとうございます。

それでは、先ほども申し上げましたけれども、一昨日に市のほうから議会に対して名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略という冊子をいただきました。見ると物すごく5つの基本的な目標とそれらの施策について網羅されていましたけれども、なかなか事業も施策も豊富ですけれども、一面で言葉に語弊があろうかなと思いますけれども、見ようによっては、人によっては総花的な事業展開というふうな指摘もされてくるかなと思いますけれども、既にごらんになった市民の方から、あれもこれもというのではなくあれかこれか、もしくはこれ、事業の選択と集中というような、申し上げたとおり事業の高度化あるいは収れんというような考えというのは一方ではあるということですので、この市民の率直な声をどのように受けとめられるのか、ちょっとお考えがあればお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 議員が言われますように、一昨日特別委員会のほうに現段階までということで名寄市における総合戦略の案というのでしょうか、素案というのでしょうか、お示しをさせていただいたところでもあります。見方によっては総花的という受けとめ方もあるということでもありますけれども、私どもの認識としては総合戦略については人口減少問題に対する取り組みだという基本的な認識がありますので、ここにかかわる部分について5本に絞って、さらにはその中でも名寄市の特徴である大学を生かしたりしながら、あるいは地域資源なんかも生かしてということで、一定の絞り込みをした中でこの総合戦略を考えているという認識であるということですので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） 承知しました。

あと、先ほどもちょっと触れましたけれども、

市民との意見交換あるいは住民代表との意見交換というようなお話を申し上げましたけれども、ある程度一兩日、この二、三日で冊子もまとまってきた。この総合戦略に対する中間報告あるいは概要版、速報版、名称は何でも構わないのですが、市民の皆さんに今のところですけどもという断りをつけながらこの総合戦略に対する市民への周知を図るお考えはいかがですか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 市民の周知ということでもあります。ここについては、議員も既にごらんいただいているかと思っておりますけれども、市のホームページのほうで各委員会等の経過も踏まえて公開をさせていただいているところですので、ぜひそういったものもごらんいただきたいというふうに思いますし、ごらんいただくような呼びかけ等についても改めてさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解いただければと思います。

さらには、一昨日議会にお示しをしましたビジョンにつきましても第5回の市民委員会の中で示した内容でございますので、これも当然ホームページの中に掲載をさせていただくという考え方もありますので、ぜひそういった意味では今後ともできるだけ速やかに市民の皆様にもごらんいただけるような仕組みをつくっていきたく思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） わかりました。まだ人口ビジョン、総合戦略の策定過程、年内にはつくるということですので、発展過程にあるのだということですので、

私も加藤市長にちょっと総合戦略あるいは行政戦略という観点からお考えをお聞きしたいのですが、年が改まりましたからかれこれ2年になりますけれども、先ほど市長も東川議員の問いかけに答えておられましたけれども、日本創成会議の座長である増田寛也氏が自治体の消滅に関し

てレポートを発表したと。ことしの夏に東京圏介護破綻という第2弾のレポートを出しています。この増田レポートに先立つ5年前に、実は東京都の杉並区のほうで静岡県南伊豆町に特養をつくるのだというような構想を発表して、ことしから着工して2018年1月に開所するというところまでこぎつけています。杉並区と交流の自治体協定だとか、あるいは人的にも物産的にも官民挙げて交流事業できずなを深めている一方で、国よりも何よりも、世間の耳目を集めた増田レポートよりも何よりも先に杉並区の田中区长さんが先駆的に時代を読んで行う行政事業の展開方法というのは名寄もやっぱり多く学ぶべきだろうというふう考えています。杉並の取り組みから学ぶ名寄市の総合戦略あるいは行政戦略について、加藤市長にお考えがあればお聞かせいただきたいと思いません。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 御案内の静岡県南伊豆町も杉並区を中心としたスクラム連携のオブザーブメンバーということですが、横の連携しておりまして、先般スクラム支援会議と、それとその次の日に総合戦略のための連携会議ということで全自治体の首長来ていただきまして、南伊豆の町長からもこの取り組みについて御報告があったところでありまして、これ全国的にも非常に注目されている取り組みでありまして、杉並区在住の方が南伊豆に優先的に入ることができる。ただし、そこがあいていけば地元の方も使うことができるよと、そういうような事例でありまして、大きな法律の壁をクリアして、杉並区の田中区长の強い思いでこれが前に進んでいるということはすばらしいことだなというふうに思います。一方で、南伊豆のほうとしても特養のいわゆる雇用する人の確保がなかなか大変なのではないか、そんなような話もありまして、これも進めていく中でさまざまな課題はあるのですけれども、都市と地方の連携という意味では非常に注目すべき事案だという

ふうだと思います。

杉並区と名寄市は、もう平成元年からですから27年にわたってさまざまな交流を続けておりまして、物心両面にわたって、この取り組みは実は北海道でも非常に注目をされていて、北海道の町村会が今東京の23区と連携協定を結びまして、お互いの強み、弱みを補い、あるいは生かしつつ相互連携をしていくことでそれぞれのことにつなげていこうと。その先には、今お話ししたようなことも思いとしてはあるのかもしれませんが。名寄市としても例えば杉並区の皆さん、アクティブシニア層という方たちにこの地に来ていただいて、夏の間だけでも、あるいは冬のスキーのときだけでも来ていただいて、その中で地域でいろんな活動をしていただくとかということも可能性としてはないわけではないのかなというふうに思います。これまでは、どちらかという短期的な人のやりとり、交流が中心でありましたけれども、今後は南伊豆町さんのようなことができるかどうかわかりませんが、うちは大学という大きな強みがありますので、ここの機能も十分生かしながら、あるいは医療支援が豊富にあるこの地域の特色を生かしながら、そうした中長期の人材の交流というのができないかということはずいぶん杉並区さんともよく連携をして研究をしていきたいというふうに考えるところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） ありがとうございます。今加藤市長のほうからもおっしゃっていたように、介護保険の扱いをどうするのだと。いろんな問題をクリアしながら開所にこぎつけていると。杉並区というのは、光化学スモッグの発祥の地だという。たまたま南伊豆町に転地療養の施設があったと。その施設を有効利用することから発想の転換が生まれたのだというような内容についてお教えをいただきました。

それでは、無国籍児についてちょっとお時間がなくなってまいりましたが、お聞きをしまいいり

ます。先ほど御答弁をいただきましたけれども、行政サービスのうち無国籍児であるがために受けられるサービス、受けられないサービスというのが多分出てくるのだらうと思うのですけれども、この点はいかがですか。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 基本的に戸籍がないということで、無国籍児にこだわらないのですけれども、例えば婚姻届が受理をされないですとか、運転免許が取れない、あるいは国家資格の取得に支障がある、年金の請求ができない、さらにはパスポート、これはいつき報道等で問題になりましたけれども、基本的には発給はできないのですけれども、最近の流れの中では申し出により認められる場合もあるというような状況になっております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） ありがとうございます。

実は、この質問をする前段で関係される担当の職員の方からちょっとお聞きをしておりました。ただ、現段階では市民部長のほうからもお話がありましたけれども、無国籍児不在の確認はとれないのだということでした。だから、いるかいないか把握できていないというのが正直なところなのだろうなと思いますけれども、答弁にもありましたから、今後はもし発覚あるいは発見した場合には法務局なり家裁のほうに照会をして問題の解決に当たっていきたいのだというお話でございましたので、適宜核家族化が進む中で、あるいはDVなどで逃れてくるという親子がいて、なかなか出生届が出せないというままにこれから移り住んでくるケースもあるやに想像はできますので、ぜひ発覚時、発見時には迅速な対応で不利益をこうむらないように対応していただければと思います。

あと、掲示板についてなのですけれども、御答弁にありましたけれども、掲示板のガラス戸が開くというのは私全然存じ上げませんでして、見る

から堅牢なつくりで、ステンレスでがっちり固められていたものですから、あのガラス戸がスライドして開けるといのは御案内していただかない限り多分施錠されているのだという認識のもとで眺めるだけで終わってしまうというのがありますので、ぜひともお願いをしたいと思います。

あと、前段で情報公開制度についてお尋ねをしましたけれども、私たち議員というのは議案書に載っている議案の中では、例えば交通事故の報告がございますけれども、そのときには名寄市ともう一方の当事者のお名前、住所、そういったものが出てくるのですけれども、情報公開でされている、7カ所か9カ所くらいたしか議案書も置いてあるのかなと思いますけれども、その議案書を見ると明示されていないということになるのですけれども、これは議会のほうに規定は、あるいは傍聴者の皆さんは閲覧できる、回覧できる議案書があるから名前も住所も確認はできるのでしょうかけれども、改めて情報公開をしている場所で拝見をする議案書の中にはそういった当事者である個人の方のお名前、住所、氏名等は、先ほどの情報公開条例の11条にというお話ありましたけれども、公開はできないということになりますか。改めてお聞きしますが。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 議会に提示をさせていただきます議案等については、これは議案審議に必要な部分として個人情報についても載せさせていただいているということでもあります。これは、個人情報保護法の中でも特定の目的に沿ってという部分については個人情報も扱えるというところがありますので、これに沿って活用させていただいているところではありますが、一般の情報公開として出た場合については、個人情報でありますので、扱いについては難しい部分があります。その情報請求をした目的だとか、そこの辺を勘案しないと一概にいい、悪いという部分については今申し上げることができませんけれども、多くの場合

申請があっても個人情報にかかわる分については公開については難しい部分があるかというふうに思っています。

なお、その扱いについて微妙なものにつきましては、これは審査会を設けてございますので、審査会のほうに判断を委ねて判断をしたいと考えておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） 時間が来ましたので、以上で終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で大石健二議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

プレミアム商品券の取り扱いに関して外3件を、佐久間誠議員。

○8番（佐久間 誠議員） それでは、ただいま議長より御指名がございましたので、さきの通告に従いまして、大項目4点にわたって順次質問したいと思います。

まず、大項目1点目のプレミアム商品券の取り扱いに関してであります。この件に関しましては、6月議会でも取り上げられたところではありますが、市政報告会の際にも市民からの意見として1世帯3セットまでとされたにもかかわらず、3セット以上買ったという人がいるが、そういう質問が出されました。また、発売を終えてほどなく、1世帯で10万円ほど買ったという人がいるが、どうなっているのか、そういう情報が私のもとに入り、調査に取りかかっておりました。

そこで、小項目の（1）、販売を終えての問題点について、なぜこうした問題が起きたのか、加藤市長の回答書も出されておりますが、改めて市側の見解についてお伺いいたします。

小項目の（2）、市民に対する公平性の観点についてであります。限られたセット数を期限を定めて販売するわけですから、1世帯でたくさん買えば買えなかったという人も出てくるわけで、しかも広報では1世帯3セット、3万円までと決められていたものが幾らでも買えるということになれば早い者勝ちになってしまい、仕事などの都合で後になった人は買えずじまいとなります。市民に対する公平性の観点から見てどうだったのかについてお伺いいたします。

小項目の3点目ですが、どうしても気になるのが町中商店街における経済効果についてであります。このたびのプレミアム商品券は、中小零細規模で頑張っている町中商店街に光を当て、少しでも潤うような経済効果を発揮させるようにすることが取り組みの本旨ではないかと私は解釈してはいたわけですが、大型店も同様の取り扱いになっていきます。中小零細規模でやられている町中商店街における経済効果は有効であったのか、あるいはどの程度あったのかお知らせください。

次に、大項目2のコンパクトシティ構想に関連してであります。人口の減少によるまちの空洞化を防ぎ、行政コストを抑制するという観点から、当市においてもコンパクトなまちづくりの推進が基本課題として取り上げられております。コンパクトなまちづくりについては、これまでも数年来議論され、まちづくりが進められてきた経緯がありますが、人口の減少や郊外に大型店が進出したことなども重なって名寄市の顔ともいえるべき中心市街地は活気があるとは言いがたい現状にあります。

そこで、小項目の（1）、中心市街地に人を寄せる施策について、中心市街地に人を寄せるにぎわいづくりをどのように進めてきたのかお伺いいたします。

次に、シャッター通りとなってしまう町中商店街について、市民のニーズ等を調査し、行政としても具体的なてこ入れを図っていくときで

はないかと思えます。

そこで、小項目（2）、町中商店街の活性化対策の考え方について、市としてどのような対策を講じていこうと考えているのかお伺いいたします。

小項目（3）の5丁目、6丁目通のアーケード費用負担についてであります。設置費と維持管理費について、5丁目、6丁目の商店には消費動向の変化に伴って廃業に追い込まれ、アーケードを設置した当時と比較して商店数が激減したことから、これらの費用負担が重くなっているとの声が寄せられております。これは、2012年名寄商工会議所調べなのですが、5丁目商店街振興組合は8商店街の中でも10年間で27件の減と最も減少数が多く、空き店舗が大きな課題となっております。アーケードの初期の設置費用については既に振興組合で償還済みとなっていると聞いておりますが、その後老朽化したアーケードを大規模修繕をした費用が5丁目通について残っていると聞いております。新規開業で5丁目、6丁目に店を構えるにしても出るにしてもこのアーケードの費用負担と空き地の利活用が中心商店街再形成の大きなネックになっているのではないかと考えます。これまで市民にとっては、5丁目、6丁目通を歩くときに雨や雪に当たらずに用事を足せるという恩恵を受けており、加えて地域の商店街を守っていくという見地からも行政として何らかの手だてを講じるべきではないかと考えます。市としての考え方をお伺いいたします。

次に、大項目の3の農業生産物の有害鳥獣対策についてお伺いします。特にことは智恵文、風連日進、8月には緑丘というように熊の出没状況が数多く報告され、市政報告会においても看板の設置や対策について要望が出されました。市としての対応も講じられてきておりますが、小項目（1）の有害鳥獣による農産物被害状況と当市の被害防止計画についてお伺いいたします。被害額は全体でどの程度と把握しているのか、また市が策定している被害防止計画についてどのような項

目が盛り込まれているのか、その内容について御報告ください。

さらに、小項目（2）の猟友会の現況についてであります。有害鳥獣被害を食いとめるためには、猟友会などとの連携した寄せつけない対策と適正な駆除が求められております。名寄市における猟友会の現況、とりわけ猟友会会員の高齢化、後継者不足ということも耳にするわけで、そのあたりの対策についてもお知らせください。

次に、大項目の4の防犯灯、街路灯についてお伺いいたします。まず、小項目1の市の設置した防犯灯、街路灯の設置基準について、中心部を少し外れた地区では1区画に暗い小さな照明が1つしかない箇所があります。防犯灯か街路灯をつけてもらえないのかというような相談が寄せられております。防犯灯、街路灯はどのような基準で設置されているのかお伺いいたします。

小項目（2）の今後の防犯灯、街路灯新設の計画について、このあたりの考え方もあわせてお知らせいただければと思えます。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 佐久間議員からは、大項目4点にわたり御質問をいただきました。大項目1と2につきましては私から、大項目3につきましては経済部長から、大項目4につきましては建設水道部長から回答させていただきますので、よろしくお伺いいたします。

まず、大項目1、プレミアム商品券の取り扱いに関して、小項目1、販売を終えての問題点についてお答えいたします。プレミアム商品券の対応につきましては、さきの第2回定例会でも御質問をいただき、実行委員会と連携をとりながら販売日等の周知の徹底、引きかえ券となる広報が何らかの理由により届いていない世帯への対応、各販売箇所に混乱が生じない販売方法、1世帯3セット以内の販売の徹底について御回答し、実行委員会と協議をして取り組んできたところであります。

市広報を引きかえ券に利用した経緯につきましては、実行委員会との協議の中で事務コストの軽減及び可能な限り多くの市民に周知できる方法として、市広報の活用が有効であるという結論になったことから、今回初めて採用したところであります。しかし、市広報を引きかえ券として使用することにさまざまな問題があったのではとの御指摘につきましては、重複して購入された事例等の結果を踏まえると、もう少し緊密な制度設計が必要であったこと、市と実行委員会との連携及び指導不足がこのような問題を生じさせてしまいました。これらの問題を真摯に受けとめ、次回以降どのように取り組むことが最善策であるかについて、実行委員会とも検証を進めてまいります。

続きまして、小項目2、市民に対する公平性の観点についてお答えいたします。商品券の販売に当たっては、1世帯3セット以内での購入を徹底するよう取り組みを進めてきましたが、何らかの理由により市広報が届かなかった世帯にも購入できるよう住所、氏名等を記入しての販売が想定していた重複購入を抑制する効果にはつながらず、重複購入を可能とする結果になってしまい、販売方法に関しては多くの課題が残りました。最終的には、実行委員会の試算では現在最低約7,500世帯の市民が購入した結果と算定しておりますが、今回の事業につきましては低所得者に対する支援など、また多子世帯に対する給付事業もあわせて取り組んでおりますので、今回の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業全体がまだ事業の途中でありますので、今後検証をしていきたいと考えております。

続きまして、小項目3、町中商店街における経済効果についてお答えいたします。議員が御指摘のとおり、他の市町村では地元商店街と大型店を分けて商品券の販売に取り組んでいる事例があります。当実行委員会の中でも同様に地域商品券を区分し、大型店での利用可能枚数を減らし、地元商店街の利用をふやすことができないかとの検討

もされました。しかし、消費者の購買意欲を低下させ、結果的には地域商品券の販売数も減少してしまうおそれがあるのではないかとの意見が多数であったことから、今回のプレミアム商品券事業の中での差別化は難しいと判断し、登録店舗全店で使える商品券といたしました。このことから、プレミアム商品券事業とは別建てで地元商店街における経済効果を図る取り組みとして、買・なよろ運動地元商店応援キャンペーンを実施いたしました。事業内容につきましては、人気お笑い芸人によるライブの招待券及び豪華景品が当たる企画とした結果、期間終了前の7月29日に券の引きかえが終了し、8月末締めで約78%の換金となっており、昨年の販売で28.6%となっていた地元商店での利用率が33.4%と上昇し、一定の事業効果があったと考えております。

また、月末締めによるきめ細やかな換金も行ってまいりますので、各個店に対する直接的な売り上げ効果が図れるよう取り組みを行っております。プレミアム商品券の使用期限である12月27日まで実行委員会と連携しながら、地元商店での消費喚起を図ってまいります。

続きまして、大項目2、コンパクトシティー構想に関連して、小項目1、中心市街地に人を寄せる施策についてお答えいたします。中心市街地に人を寄せる施策として、平成12年5月に高齢者や子供が暮らしやすく、市民と行政が協働して行うことを目的とした名寄市中心市街地活性化基本計画を策定し、これに基づき商工会議所が策定したTMO構想に基づき議論を進めてまいりました。しかし、都市計画法、中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法のまちづくり3法の改正に伴い、基本計画の見直しが必要となってきたことから、結果的に法の要件を満たさず、中心市街地活性化計画の策定は断念してきた経過があります。

その後名寄地区都市再生整備計画として都市機能の強化、土地、建物利用の高度利用によるにぎわいと活力あるまちづくり、公共交通機関の充実

など市街地中心部へのアクセスしやすく利便性の高いまちづくり、緑地整備など快適な魅力あるまちづくりの3つの目標を掲げた計画が認可され、社会資本整備総合交付金を活用し、各事業に取り組みました。具体的な事業といたしましては、観光案内所や各種団体が活動できる貸し館機能を備えた駅前交流プラザよろーなの設置、市街地中心部へのアクセス向上などを図るため市内循環コミュニティバスの路線、便数の改善、都市機能の強化として町並み景観の改善を図るためのアーケード等の修繕など市街地に人が集うための事業に取り組んでまいりました。

続いて、小項目2、町中商店街活性化対策の考え方についてお答えいたします。町中商店街に限らず、市内の各商店におきましては経営者の高齢化や後継者の不在などの理由により、閉店に至るケースが多くなっております。これまで市では、各種中小企業支援として商店街でのイベント開催によるにぎわい創出を図る街なかになぎわい事業、店舗の再利用などへの支援を行う商店街空き地空き店舗活用事業、アーケードなどの商店街環境整備に対する支援などを行ってまいりました。また、町中商店街では社会福祉関連の事業所やコミュニティスペースの開設、さらには空き店舗を活用し、文化活動の活性化や商店街のにぎわいを創出するため、名寄市立大学の学生など多くの市民が加わり、商店街あそびの広場などのイベントなどが開催されるなど、商店以外の形態による空き店舗の活用も見られます。これらの状況を的確に把握し、諸問題を解決するために中小企業支援について来年度施行を目指して現在検討しています。

昨年名寄商工会議所が実施した買・なよろ運動推進事業の中で、商店街での買い物客等へのアンケート調査を実施し、質問の中で商店街に必要なものは何ですかとの項目で、上位に外食チェーン、大型店の誘致、駐車場、歩道などの環境整備、顧客ニーズの商品などが挙げられておりました。特に上位にあった外食チェーン等の部分につきまし

ては、外食チェーン等の特色ある商店の誘致につきましては民間投資による誘致を目指すとともに、新たな雇用創出をも期待できることから、関係機関と誘導策について研究してまいります。

続いて、小項目3、5丁目、6丁目通のアーケード費用負担についてお答えいたします。アーケードの整備につきましては、昭和40年代後半から50年代後半にかけて整備されたもので、その後それぞれの振興組合により改修などが行われています。設置された当初は、雨や雪に当たらず買い物ができることから、商店街の振興に大きく効果を発揮してきました。しかし、近年においては会員数が減少するなど商店街においても大きな負担となっているとお聞きしており、新規に出店を考える方にとっても高いハードルとなっていると考えられます。議員からの御指摘のとおり、市民も雪や雨に当たらず買い物できるなどアーケードの恩恵を受けているという観点についてのアドバイスをいただきましたので、現在進めております中小企業支援制度検討部会の中で貴重な御意見として参考にさせていただきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 私からは、大項目3、農業生産物の有害鳥獣対策について、小項目1、有害鳥獣による農産物被害と被害防止計画について申し上げます。

9月1日現在のヒグマ及びアライグマによる農業被害につきましては、全体で215アール、概算の被害金額では295万7,000円となっております。特にスイートコーンの被害が多く発生しております。

次に、名寄市鳥獣被害防止計画についてですが、この計画は名寄市の鳥獣被害における取り組み方法等を明示したもので、平成25年度から平成27年度までを期間として第2期計画期間となっております。対象鳥獣をエゾシカ、ヒグマ、アライグマ、キツネとしております。被害防止の取り組

みとして、エゾシカについては猟友会の協力のもと駆除の実施及び電気柵による被害防止に取り組むこととしています。アライグマ、キツネについては、箱わなによる捕獲に取り組むこととしています。ヒグマについては、パトロールの強化、箱わなの導入、電気柵の普及などを取り組み方針に掲げています。初動においては、市職員と警察署が連携しまして現地確認、注意喚起、看板設置を行っております。状況によっては、市が委嘱していますヒグマ駆除隊と協議し、箱わな設置、巡回などを実施しております。今後とも被害防止計画に基づき、関係機関、団体と連携し、被害防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、小項目2、猟友会の現況について申し上げます。現在名寄市における狩猟登録者は名寄部会42名、風連部会10名の合計52名が登録しておりますが、前年度に比べ4名の増加となっております。また、平均年齢は58歳であり、60歳以上の方が半数を占めている状況でございます。後継者の育成対策としましては、北海道猟友会の育成事業を初め中山間地域等直接支払制度交付金を活用した支援事業として農業者みずからの自営対策として狩猟免許の取得に支援を行い、狩猟登録費用の助成による新たな狩猟者の育成に努めているところでございます。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 私からは、大項目4、防犯灯、街路灯についてお答えいたします。

初めに、小項目1、市の設置した防犯灯、街路等の設置基準について申し上げます。現在名寄市の防犯灯及び街路灯設置状況につきましては、平成26年度末で防犯灯は3,207台、街路灯は963台の合計4,170台を設置しております。これらの設置基準につきましては、住宅や公共施設の配置などにより町内会のさまざまな夜間における明るさの条件が異なるため、一様には定めておりませんが、街路灯の果たす効果を有効に機能さ

せることを目的として各町内会要望や交通安全及び生活安全業務の担当課からの要望により現地を確認して設置が必要であるかを判断しています。防犯灯に関しましては、夜間の歩行者の安全性から周辺住宅等の立地状況により、明かりが不足して暗闇が連続する箇所を解消するように設置しています。また、設置に当たっては事前に町内会と協議を行い、設置予定場所となる近隣住民と明るくて寝られない、街灯に虫が寄ってきて迷惑でないか等のコンセンサスを得て設置しています。街路灯につきましては、道路改良工事等の実施にあわせて交通量の増加が予想される路線には連続照明の設置として、安定した交通量が予想される路線には道路照明としての効果に加えて事故抑止を兼ねての交差点照明として設置しています。

次に、小項目2、今後の防犯灯、街路灯新設の計画について申し上げます。防犯灯に関しましては、夜道の安全確保に向けて新たに住宅造成が行われ、住宅建築がされた周辺地域には早期に新設を行っております。また、以前は近所にあった商店や施設の明かりがなくなるなど設置状況の変化による対策は町内会からの要望などにより現地を確認し、暗闇解消の有効性を判断しての設置を行っております。街路灯につきましては、現在のところ新設計画はありませんが、交差点等の安全面から必要と判断される箇所については随時整備を行ってまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） それでは、可能な限り順を追って再質問させていただきます。

まず、プレミアムつきなよろ地域商品券に関して、販売を終えての問題点なのですけれども、市長回答では厳格な対応がされていなかった事実、販売における公平、公正への疑義が出されたことは市側の指導が不十分であったことが原因、まことに遺憾、深く反省し、不公平感を抱かせてしまった市民に心からおわび申し上げますと、このよ

うにいわゆる市政報告会に対する、質疑に対する回答書があります。このようにあるのですが、この種のプレミアム商品券での問題点については過去にも多々あったのではないかと、そういうふうには思っております。そうした教訓が生かされずになぜ何回も続くのか、甚だ疑問な点がございます。この点についてお答えいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今御質問いただいた件についてですが、地域商品券事業につきましては、平成19年度の取り組みから計8回実施しております。過去の取り組みの中では、実行委員会で検証し、問題となっていた内容については大きく2点挙げられておりました。1つ目が地域商品券の1次販売として定めた期間内に完売できず、2次販売として再度周知を行っても完売までには至らず、実行委員会のメンバーが非常に苦労してやっと完売までに至ったという点であります。2つ目が地域商品券の利用についてですが、利用が大型店へと流れてしまい、地元商店との利用格差が大きくなってしまい、いかにして利用格差を是正していくかという2つの点が今回も最重要課題として位置づけられ、解決に向けて検討されてきました。このことから販売方法につきましては、商工会議所及び商工会の会員である金融機関の協力を得ながら、少しでも市民のお買い求めやすい環境を提供するという事で、商工会議所、商工会の窓口、さらには市内金融機関の窓口を含め市内10カ所で6月22日から販売させていただき、7月1日の9日間で今回につきましては完売することができました。このことから8月までの地域商品券の利用につきましては、約2カ月間で6割以上の地域商品券が利用されており、早期完売による消費喚起効果が図られたという結果になっております。

また、地元商店街と大型店との利用格差の対策につきましては、先ほど述べさせていただきたけれども、買・なよろ運動地元商店応援キャン

ペーンに取り組んだということによって地元の利用率が去年が28.6%だったところが33.4%と向上し、先ほど検証のときの重要課題として位置づけられた部分につきましてはある程度の解消ができたというようなことの結果になっております。

しかし、議員から御指摘のありました重複購入を防止するという件につきましては、過去の地域商品券の販売時には余り問題点として取り上げられなかったというのが現状であり、前回につきましては1世帯の購入限度セット数が5セットということで定めており、実行委員会の中でも早期の完売を目指すためにも最終的な1世帯の購入セット数をもっとふやすべきでないかというような意見もありましたが、最終的には多くの世帯に購入してもらうということを優先させていただいて、今回は3セットまでということにさせていただき、多くの世帯が購入できることを優先させていただきました。このような検討をした経緯もあつたことから、市といたしましても販売促進と大型店の利用格差に重点を置かさせていただいたというのが事実でありまして、本来的には重複防止策に対する指導も重点課題と同じように徹底すべき点であったということであつたと深く反省しているところであります。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員、発言の中で市政報告会でなくて議会報告会ということでございますので、訂正して発言してください。

○8番（佐久間 誠議員） 失礼しました。訂正してください。済みません。

それでは、隣町の土別市では郵送によって、市からの整理券の発行によって市民に対する公平性を担保しております。それでも、きょうの道新のプレスにもありましたように市民から買えなかったとか、いろんな問題もあるところでありますが、しかし公平性は担保したのではないかというふうには思っております。名寄市における広報による引きかえというそもそもの組み立てがまずかつた

のではないのかと。この辺についての考え方についてお伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今の御質問ありました広報を引きかえ券に活用したのがそもそもまずかったのではないかというような質問の中身についてですが、昨年実施した地域商品券事業の際には引きかえ券として地元で発行しているフリーペーパーを利用したというところであります。前回の中の議論の中では、フリーペーパーは多くの家庭に配布され、かつ公共施設や民間店舗にも配置されていることから、多くの市民に周知できることが可能であるということから、商品券の販売にかかわる販売効果も大きいのではないかということで、今回はフリーペーパーを活用させていただきました。しかし、結果的には1次販売におきましても約半数しか販売できず、2次販売につきましても引きかえ券を利用しないで購入できることの運用をさせていただいたのですが、実行委員会でも相当苦労してやっと完売することができたというような結果になりました。このことから実行委員会では、早期販売に向けて相当危機感を抱きながら検討した結果、先ほど申し上げましたけれども、事務コストが軽減でき、かつ可能な限り多くの市民に周知できる方法として市の広報の活用が有効ではないかというような結論になって、今回初めて市広報を採用させていただきました。最終的には、繰り返しの答弁になりますけれども、今回実際に市広報を引きかえ券として使用することにつきましてはさまざまな問題点が出たということもあります。また、重複して購入した事例等の結果を踏まえると、もう少し本当に緊密な制度設計が必要であったということで、また市と実行委員会との連携についても市の指導不足がこのような問題を生じさせてしまったという結果になったということで考えております。次回以降どのように取り組むことが最善策であるかについて、再度実行委員会とも全体事業の総括には

きちっと検証を進めていきたいと考えております。以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） 商工会などを中心として構成された実行委員会に市側から要請した際に、6月議会で確認された1世帯3万円までという最も基本的な点は周知されたのかどうか、どこから1人3万円になっていったのか、お答えいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今1世帯3セットまでの購入についてということですが、これにつきましては実行委員会に徹底していただくよう市のほうからもお願いさせていただいたところがあります。しかし、昨年度の商品券の事業の結果から、1人5セットまでを限度とさせていただいたのですが、相当売れ残り、完売まで苦労した結果があったことから、実行委員会でも今回の地域商品券販売には相当危機感を抱いていたというのは事実であります。このことから消費喚起による景気浮揚策を高めるために、早期販売に主眼を置かれ、検討を重ねてきたということも事実であります。しかし、このことが1人3セットまでの購入となったということではございません。議員からの御指摘がありました1人3セットまでという内容につきましては、実行委員会が今回販売の窓口において地域商品券の取り扱いの説明を個別に行った際の実験用紙に記載されていた文言であります。この説明用紙の中に1人3セットまでという誤解を招く文言が誤って記載しておりました。あわせて複数の広報紙を持参する場合も想定し、広報紙1冊に対して3セットまでの購入可能と。あくまで広報紙1冊で3セットまで購入可能としたというふうな記述もありました。こういった誤解を招かないように、個別説明会では1世帯または広報紙1冊で3セットまで購入することができる旨の個別の説明を担当者のほうから説明をさせていただいておりました。この説明文につきまし

ては、実行委員会担当者が販売窓口の個別の説明をした後、市にも説明文をいただきましたが、記載内容で誤解を招く文言があったことからきちんと説明し、理解していただいたというような説明もあったことから、説明文の修正まで指導しなかったというのが原因であります。今回のことが不公平感を招く要因の一つになってしまったと認識しております。また、これらの部分も含めて市の指導不足が原因であったと改めて深く反省しているところであります。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） 実行委員会に担当者はオブザーバーで加わって、問題点が生じないようにしていたのではないのでしょうか。その際のチェックはどうだったのか、その辺お伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 実行委員会につきましては、市からもオブザーバーということで参加させていただきました。実行委員会の中でさまざまな検討をする中で、市の広報の掲載内容では周知効果は高くないのではないかと御指摘もあり、急遽市も連携をとりながら販売窓口を初め市内公共施設での周知ポスターの掲示や、さらには新聞の折り込みを行うなどの取り組みを行うなど連携して実行委員会と体制をとっていきました。しかし、現実的にはまだ事業途中でありますけれども、現段階で市民に不公平感を抱く結果となってしまったということにつきましては、再三申し上げておりますように市の指導不足がこのような結果、問題を生じさせてしまったということで、真摯に受けとめております。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） 議会からの見解を求める回答の中で、個人情報の問題もあるため、実行委員会では重複購入等の内容については明らか

にできない旨の記載があるわけですが、個人情報保護法では業務委託先の監督は委託元、発注者の義務となっております。委託元、市、いわゆる市に対しても明らかにできないと言っているのか、お伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今回販売窓口の中で特に金融機関において記載した記名式カードにつきましては、金融機関の性格上、現金を取り扱う場合につきましては個人から現金等を受け取りする際に金額や個人名等を特定できる証明書を保管する必要があるということであります。当初は、実行委員会では広報持参者につきましては記名式カードを記載せず地域商品券を購入できるということを考えておりましたが、金融機関での販売につきましては先ほど述べましたように性格上金融機関が保管すべき個人情報の、今回記名式カードは様式ではございませんが、それに準じた個人情報として全てのお客様に対して記名式カードを記載していただいたところであります。今回の記名式カードにつきましては、個人情報保護法にかかわる利用目的の特定をしておきませんで、金融機関の現金取り扱いにかかわる保管情報として取り扱っておりますので、個人情報を利用し、個人を特定する用途への使用については各金融機関ともお客様に対して個人情報の不適切な取り扱いに対する疑義が生じるおそれがあります。つきましては、今回御指摘されている問題等を調査する部分につきましては、今申し上げました個人情報の観点からも難しいと考えております。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） 名寄市の個人情報保護条例第9条第1項第5号で、除外項目として適正な行政執行のため、または公益上必要があり、個人の権利、利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときということによって定められており、今回の記名式カードは重複購入を避けるためにと

った個人情報であることから、目的以外とも言えないのではないかと、したがって個人情報保護法があるので、公表できないということにはならないのではないかと。この点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今回の記名式カードの記入につきましては、何らかの理由により市広報を持っていない世帯への対応、さらには個人情報を記載することから重複購入を防止する抑止的な効果も考えての取り組みでした。実行委員会では、消費喚起を促し、経済浮揚効果を図るため、早期販売に努めた結果、少しでも市民の方にお買い求めやすい環境を提供するため、市内金融機関の協力を得ながら販売してきたところであります。記名式カードの個人情報につきましては、議員からの御指摘のとおり重複を避けるために記載してもらった個人情報であります。一方で金融機関の現金取り扱いにかかわる保管情報としての性格も兼ね備えております。先ほども述べましたけれども、地域商品券にかかわる個人情報を利用し、個人を特定する用途への使用につきましては、各金融機関ともお客様に対しての個人情報の目的外の取り扱いに対する疑義が生じるおそれがあるということで、地域商品券に係る個人情報は、個人情報保護法の適用を受ける「個人情報」に該当するため、調査は難しいと考えています。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） いずれにしても、今回の取り扱いで市民からの指摘のように重複購入があったことが明らかになったわけで、重複購入をした人を特定することが私の質問の趣旨ではありません。ただ、適正な行政執行のため、または公益上必要があるとの個人情報保護条例の除外項目についての解釈は見解の相違であると考えます。それについてはこの場でのやりとりはしませんけれども、このたびのプレミアム商品券の取り扱い

の問題点と課題、今後の改善策について現在考えていることがあれば明らかにしていただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今回の地域商品券事業につきましては、12月27日までが利用期間となっており、低所得者向けの支援や多子世帯向けの支援事業とあわせて地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業全体の終了時期が今年度末となっており、現在は事業途中であります。事業終了時には、各事業及び項目ごとに検証し、実行委員会として総括することになりますが、現段階では地域商品券の販売と地元商店街での利用促進キャンペーンが終了しております。現在のところ市として検証すべき項目として考えられるのが市広報の活用及び引きかえ券との利用がどうだったのか、また販売シミュレーションの徹底、地元商店街と大型店との利用格差の是正、また販売周知方法等さまざまな問題点が挙げられます。また、今地域商品券の利用者に対してもアンケート調査を実施しておりますので、利用者からの改善や要望点などの意見も聞くことができますので、それらも含めて実行委員会で検証してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） 時間もありませんから、ただいま何点か示されました改善策につきましてきっちりと守っていただき、今後同じような事業があった場合に教訓点として生かしていただいて、市民に不公平感や疑問を抱かせないような行政執行をお願いしまして、次の質問に移りたいと思います。

コンパクトシティ構想に関連しての再質問に移らせていただきます。先ほど答弁の中でTMO構想、タウンマネジメントオーガニゼーションですか、ほかさまざま示されました。これまでの施策は、さまざま努力はされておりますけれども、

効果が目に見える形になっていないのではないかと
いうふうに思っています。それで、中心市街地に
人を寄せる施策について、まちなか居住の推進
と現在の住宅施策、まちなか居住を推進する公営
住宅の検討、整備について、例えば当市が昨年5
月に発行している名寄市低炭素まちづくり計画の
中にもコンパクトなまちづくりの推進方策がのっ
ておりまして、コンパクトなまちづくりのため利
便性の高いまちなか居住の推進を図るとなってい
ますし、まちなか居住を推進する公営住宅、借
り上げ、買い取り型公営住宅を検討、整備する
となっております。さらにまた、平成25年3月の
住宅マスタープラン見直し概要版では、北斗団地
や瑞生団地の建てかえの中で町中への買い取り、
借り上げ公営住宅の供給について民間業者と連携
して具体的な検討を行います、このように目標や
指針が掲げられております。私は、5丁目、6丁
目の中に、もしくは近間に交通弱者となったお年
寄りや、あるいは病院が近間に必要な人たちに
入居基準を絞った形で公営住宅を整備するべきで
はないかと考えます。とりわけ高齢化が進んで
きて、運転免許証を返上した方でも歩いて買い物
にも行けて、あるいは病院にたびたび通わなけ
ばならないという、そういう事情を抱えた方も
緊急時に病院の近くに居住することで安心感も
出てくるわけでありまして。そうしたところにお
年寄りが住めば、中心街も日常の生活必需品の
購入も見込まれると考えておりますし、あるい
は車を持たないわけですから駐車スペースも多
くはとらないのではないかと。この辺について、
名寄市として考えている今後のイメージについ
てお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 今御質問がご
ざいました町中に公営住宅ということで、イメ
ージというふうにもお話ありましたけれども、中
心市街地、中心部における公営住宅の整備につ
いてお話をさせていただきたいというふうに思
います。

れども、現在市街地周辺に整備をした公営住宅
としては南団地がございます。この団地につい
ては、北斗、新北斗団地の整備、建てかえ等
に当たって、そこに今まで住んでいらした方
の住みかえの住宅として建設をしたというこ
とで、現在どちらかというと中心市街地を取
り巻くように住宅構成されてはいますが、町中
ということでは南団地に当たるのかなという
ふうに思っておりまして、1棟34戸を整備
を、建築をしたという状況になってはいます。
ただ、現在私ども公営住宅にかかわっては、
平成22年から32年までの計画で北斗、
新北斗団地の整備を毎年現地の建てかえある
いは改修という形で事業を実施している最中
ということではございまして、整備途中とい
うことでありますので、市街地への公営住宅
の誘導というのは現時点では少し難しいの
かなというふうに考えています。しかし、議
員のほうからお話がありましたように、住宅全
般の指針として24年度に策定をいたしました
住宅マスタープランあるいは低炭素計画等
で将来の人口減少あるいは市街地の人口の
空洞化が懸念をされるということではあり
ますので、今後いろいろな機会を捉えまし
て、よりコンパクトで暮らしやすい住環境
の整備について議論を進めてまいりたいと
いうふうに考えています。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） ただいまの御答
弁でございますけれども、商店街の活性化
という商業振興策だけでなく、まちなか居
住の促進という、いわゆる住宅政策を組
み合わせることで各種事業の相乗効果
を生むことができるのではないかと
いうふうに考えますので、ぜひ計画的
で一貫性のあるランドデザインを描い
ただき、さらに住みよいまちにする
ために御一考をお願いしたいと思います。

次に移ります。町中商店街の活性化
対策の考え方についてでございますが、
町中商店街の活性化に

ついて既存の小売店にない、いわゆる集客力を持つ業種を呼び込むなどの対策が必要ではないかというふうに考えます。例えば鮮魚店と農産物の直売、地元生産物加工品などを中心とする物産館を空き店舗活用でやれないのだろうか。近隣の農漁村交流ということでもありますけれども、もちろん市民ニーズを把握した上での話であります。名寄においても国内交流事業である物産交流として特産品の交流や、あるいは学校給食食材交流など実績があるわけで、近隣の例えば留萌市、紋別市、枝幸町、雄武町、ここら辺の近間のまちとそうした取り組みをやってみてはどうか。先進地例では、まずはイベントなどでの交流から始まって開業に至っている地区も、これは東京の世田谷区用の賀商店街というところがありますが、ここは物産交流から恒常的な販売になって地域商店街が活性化されているということがあります。海産物を中心に販売するまちなか観光物産館などもうまくいっているということなのですから、このあたりの市の考え方、もしあればお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今御質問ありました町中商店街のところに魅力ある店舗ということの誘致ということできないかというような御質問だったと思います。現状として、今私どもの現状で中小企業の支援制度の中でも特に町中商店街と言われている、都市計画でいえば商業地域にそういった店舗を設置する場合、支援策として近隣の市町村にはないほど厚い誘導策ということで中心市街地近代化事業というのを、現在制度がありますので、それらの部分を使うことも可能なかなということ考えています。ただ、今いろいろなアイデアのお話がありましたけれども、先ほども買・なよろ運動の取り組みの中で、市民というか、買い物客にニーズ調査したときに外食チェーンやそういう大型店のそういったものの商店街への誘致をやってほしいというような意見もありま

した。基本的には、私どものほうとしては民間投資による誘致を目指していきたいということで、それらも含めて関係機関と誘導策について研究していきたいなということで考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） わかりました。

次に、名寄のまちづくり関係なのですけれども、例えば名寄にはまちづくり懇談会として全体的に意見を聞く場だとか、あるいは商工会議所のほうではまちづくり委員会として、これはイベント中心に対応されていたり、あるいは企業、産業誘致では名寄・下川・美深地域産業活性化協議会というのがございまして、活動されているわけなのですけれども、ぜひともこれらをトータル的にコーディネートすることができる仕組みづくりに取り組んでいただいて、町中商店街の活性化に結びつけていただきたいと思います。これは私の希望であります。

次に、5丁目、6丁目のアーケード費用負担について、先ほど御答弁いただいた内容でぜひかなり小さなお店が苦勞しているということなので、何とか積極的な支援策をお願いしたいと。

農業生産物の有害鳥獣対策の関係なのですけれども、先ほど御答弁いただいたのですが、ことし熊が数多く出没しておりまして、私調べてみますと行動半径が雌、雄それぞれ違うのですが、100平方キロから500平方キロとかなり広域にわたって移動すると。さらに、近年特定外来種のアライグマなども被害も発生していることから、広域連携による駆除などの取り組みが必要になってきているのではないかと。この辺の考え方もお伺いしたいと。

それと、もう一つ、アライグマについてなのですが、ここ名寄でも何件か智恵文方面で捕獲されておりますが、報奨金制度がないと思うのです。ここをやっぱり特定外来種に向けて組み立てていただきたいと思います。この辺についてお伺いします。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） まず、広域連携の関係なのですが、現状ヒグマについては出没情報をいただきまして、近隣市町村と情報交換をとりながら行っておりますが、基本的にはヒグマ駆除要請に関しては市長が市内を限定して駆除隊に出動要請を指示を出すと。そして、駆除を行っていただくという仕組みでございます。また、アライグマにつきましては、被害発生の都度ごと箱わなを農地周辺に設置して捕獲に当たっている状況ということでございます。広域連携ということにつきましては、上川総合振興局が開催するアライグマの捕獲対策情報交換会や同じく振興局管内であります北部地域のヒグマ対策連絡協議会という協議会もございます。それらと近隣市町村の情報交換などを含めて、連携して対策の強化を図ってまいりたいなというふうに考えてございます。

もう一つのアライグマの報奨金の関係でございしますが、アライグマの駆除につきましては箱わなということで駆除が有効ということで進めさせていただいています。設置、回収については、市職員または講習会受講者、わな免許の取得者、事前に届け出をしていた認定を受けた者ということで、現状は7名の方というふうになります。したがって、現状においては報奨金制度の創設は難しいのかなと考えておりますけれども、今後駆除体制の強化に向けては有効な施策について研究してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） アライグマの関係は、近年畜産農家、乳牛のいわゆる乳房をかみ切るだとか、そういうことも出ているという事例がございまして、やっぱり特定外来種については1頭見かけたら20頭はいるというふうに言われていますから、ぜひ前向きにこの辺は検討して被害防止に取り組んでいただきたいということを御要望し

たいと思います。

それとあと、防犯灯、街路灯については先ほどの御説明で納得しました。ぜひ東地区のほうで照明関係で困っているところもありますので、一度見ていただきたいと思います。

最後になりますけれども、行政としての取り組む課題については多岐にわたっていると考えております。ぜひ市民が安全に安心して快適に暮らせるまち、すぐにできないこともあろうと思いますが、可能な限りスピード感を持っていただいて、一つ一つの施策を進めていただきたい、そのように申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で佐久間誠議員の質問を終わります。

地域自治とコミュニティーについて外2件を、
浜田康子議員。

○1番（浜田康子議員） ただいま議長より御指名いただきましたので、通告順に従いまして、大項目3点について質問していきたいと思っております。

急速な高齢化と人口減少は、誰でもが知り得る心配事であり、その解消への手だては専門家や大学での研究でも確実な方策が見つからず、国中が暗中模索という状況ではないかと思っております。しかし、日々の生活は続き、誰もが毎日1つずつ年を重ねていきます。住みなれた地域で暮らし続けていきたいという思いがあっても、その生活を支えていけるだけの十分な地域資源が不足しているのが現状ではないでしょうか。

かつて昭和の時代、名寄地区や私が育った風連地区の駅前商店街には小さな商店がたくさんあり、対面販売のよさで会話をしながら、日々の日常の品々を購入していました。また、その店先では小さな椅子や箱に座って店主やお客さん同士での会話が弾んだものです。そんな井戸端会議で子供の見守りや家族の心配事、地域のお祭りの相談などをしては、互いに補い合いながら生活してきた記憶があります。

中心街活性化事業によりまちはきれいになり、集約され、便利にはなりましたが、その次の地域自治とコミュニティということを考えてとき、地域が果たす役割が大きいと考えられます。しかし、名寄市におけるコミュニティの核はどこになるのでしょうか。大事なことは、人がそこへ行きたいと思えるような魅力を創出すること、そこに人が集まり、対話がなされ、自然と情報が集積していくような空間をつくること、またそれをつくるためのセンスを磨いていくことがこれからの地方自治に重要な要素ではないでしょうか。誰もが気軽に寄り集まれる場所があり、そこには地域にいる知恵や知識のある住民、またその情報があり、行政の窓口で相談することに抵抗感のある人などが気軽に利用、相談できることが大事ではないかと考えています。今後地域のコミュニティの維持のためには、人と情報が集積されるような新たな地域活動支援の方策を創造する機会が来ていると思います。場所を提供し、催し物を企画し、住民を呼び込むなどの活動も一面では有効かと思いますが、考え方を一歩踏み込み、日常の暮らしの中に溶け込む支援、イベントではない普通の生活の中にあり、安心を感じられる居場所が今こそ必要ではないかと思えます。地域には、知恵と知識を持っている市民の方がたくさんいらっしゃると思います。市民の考える空間、豊富な人材の活用などこれからのまちづくり、人づくりではないでしょうか。

そこで、お聞きしますが、大項目1、地域自治とコミュニティについて、これからの市の考え方についてお伺いします。

次に、大項目2、社会の認知症に対する不安への対応についてですが、平成25年4月の国の通知をもとに今年度より取り組まれている保健師の地区担当制の現状と課題についてですが、まだ短い期間と思いますが、その実績や活動状況についてお伺いします。

次に、小項目2の子供たちへの認知症等の啓蒙

についてですが、昨年の6月の定例会において質問の中にあつた子供たちにも認知症サポートの養成講座みたいなものを開けるかとのお答えに可能であれば学校等にも入ってとあり、子供たちに対しても認知症についての知識を広く教えて高齢者に対する態度を養ってまいりたいというふうと考えておりますとありました。その後1年が過ぎましたが、何か子供たちに対するアプローチを行ったのかお伺いします。

次に、3つ目として、軽度認知障害への取り組みについてですが、社会の中では普通に認知症の情報が流れてきており、高齢になっていくことと自分も認知症になるのではないかと不安を感じる人たちがいるとお聞きしています。物忘れなのか、認知症なのか、自分の周りの人もわからない。また、認知症まではいかないが、日常生活に支障は何とかないが、認知症の前段階である軽度認知障害や認知症が今後の人口の高齢化に伴い急増するとも推定されています。高齢者の仲間入りをした市民に対してどのような取り組みが行われているのかお伺いします。

次に、大項目3、ごみの分別についてです。1として、ごみの分別、変更に対する周知方法等についてですが、名寄市と近隣の町村で利用している炭化センターでは、生ごみの水分、ホチキスの針などが故障の原因の一つと聞いています。また、以前は炭化ごみの区分であった割り箸も機械に挟まり故障の原因となるため、昨年の10月より埋め立てごみの扱いになりましたが、住民への周知が広報だけでは十分に伝わっていないのではないかと感じています。小型家電の回収やリサイクル対象の変更など、周知方法について創意工夫がされているのかお伺いします。

2番目として、ごみ収集の現状と課題ですが、市民のごみに対する考え方は個々で温度差はあると思います。風連地区は、ごみの分別の始まりから集団収集方式を継続しています。その集団収集についてですが、合併前の風連町においてはごみ

の分別について細かくなっており、みずから出したごみに対する責任所在を明確にするということから記名式になっていました。そのごみを効率的に集め、ごみステーションと名づけた集積箱に老いも若きもそこへごみ袋を出しに行くという形が確立されました。最初のころこそ町民に混乱はありましたが、町内会の協力と役場職員の努力により、ごみステーション方式が確立されました。自分たちが住む環境を守り、限りある資源を守っていくという意識が町民に根づいたと思っています。

また、名寄地区では戸別収集ということで、家の前から分別ごみの全てが収集されるということですが、風連地区の住民の中には方式の違いに疑問を持つ方もいると聞くことがありますが、風連町時代に築いたごみの集団収集、ごみステーション方式は、設置場所の民地を借りてその運営、維持管理には各町内会の御協力をいただき、ごみ収集をしてきています。冬期間の除雪、周りの草刈り、カラスの被害から守るための手だて、年月がたち、さびが来ている収集箱のペンキ塗りとその維持に努力を重ねてきています。行政の収集業務経費においては、回る箇所が少なく済み、効率的効果に協力しているのではないかと考えられます。まさに地方自治を実践していることではないかと思えます。そのような観点から、町内会により管理、維持されているごみステーションは集団収集ごみにおいて公共性があると思えます。そのような状況を考えると、公共性においては戸別収集との違いは明白ではないでしょうか。

そこで、風連地区町内会連絡会から一般ごみ収集に関する具体的要望事項が出されておりますが、その中に補修、更新及び新規追加等に対する助成、補助制度の創設について要望されています。さきにも述べましたとおり、ごみの集積箱は公共性のある設備であり、集団収集を維持する上でも要望のありました助成制度は必要と考えております。市のお考えをお伺いします。

次に、イベント等におけるごみの分別について

ですが、白樺まつり、なよろ産業まつりなど大きなイベントでは多く消費される割り箸やその他のごみについて分別がほとんど行われていない現状ではないかと感じています。その状況についてお聞かせください。

以上、この場からの質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ただいま浜田議員からは、大項目で3点にわたり御質問いただきました。大項目の1については私のほうから、大項目2につきましてはこども・高齢者支援室長から、大項目の3につきましては市民部長からそれぞれ答弁となりますので、よろしく願いいたします。

それでは、大項目の1、地域自治とコミュニティについて申し上げます。地域自治につきましては、本市のまちづくりを進めるための基本ルールといたしまして名寄市自治基本条例を定め、地域自治の重要な担い手であります地域コミュニティによるまちづくりを尊重し、市民と協働しながら市民の誰もが主体的に参加できるまちづくりを目指しているところでございます。議員が言われますように、地域コミュニティを推進し、地域自治を高めていくためには、地域の方々のかかわりや対話はその基礎をなすとともに、同じ場所に集い、主体的な活動が進められていくことが必要となりますことから、これまでも地域活動に活用できますコミュニティセンターや公共施設の設置及び学校施設の開放などを通じまして、集える場所の提供に努めてきているところでございます。

また、地域コミュニティの基礎的組織であります町内会活動につきましては、町内会館や集落センターなどにおきまして地域での対話や情報交換が促され、地域内の人材育成や交流の促進、コミュニティの助長につながっているものと考えているところでございます。

日々のコミュニティ活動の活性化に資する支援といたしましては、市内各町内会の活動に対す

る財政支援や集いの場となります町内会館を整備するための補助金のほか、主に小学校区単位で構成されています地域連絡協議会に対する運営や各種イベントなどの活動への財政支援、さらには人材育成を含めた地域の活性化に資する事業を支援をいたしますまちづくり推進事業助成など、町内会活動にとどまらず、広範な活動に対しましても支援を行っており、人材の育成確保に一定の成果が期待できるものと考えているところであります。今後におきましても引き続き地域の自主性及び自立性を尊重するとともに、地域づくりにかかわる人材や組織の醸成を図りながら、市民主体のまちづくりに向け支援を行ってまいりたいと考えてございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 私からは、大項目2の社会の認知症に対する不安の対応について、初めに小項目1の保健師の地区担当制の現状と課題について申し上げます。

地域における保健師の保健活動は、地域保健及び地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づいて、地域住民の健康の保持及び増進に寄与することを目的として実施しております。健康課題である生活習慣病の発症と重症化予防を柱に、高齢になっても健康で生活できるよう若い世代からの働きかけを重点に行っております。これまでは、業務担当制により大きく母子と成人に分け、複雑で多様な健康課題に対しの確に対応できる体制をとりながら地域に入ってまいりました。しかしながら、地域保健や保健師を取り巻く社会経済状況の変化や保健、福祉関連の制度の見直しを実施された中、平成25年4月の厚生労働省通知「地域における保健師の保健活動について」により10項目の基本的な方向が示され、そのうちの一つが地区担当制の推進であります。地区担当制は、今までの業務担当を超えて地区担当を決め

ることにより、住民個人やその世帯、また地域全体の健康課題を把握し、地域の実情に応じた必要な支援ができる体制の整備が求められたことから、地区担当制を導入し、約5カ月が経過したところであります。民生委員児童委員連絡協議会の地区区分を参考にして4地区に分け、8人の保健師を2名ずつ配置して、それぞれが地区の窓口や顔として各種団体の総会でのPRを行い、さらには健康相談や訪問時に担当保健師としての紹介を行ってきております。4月から8月までの5カ月間の実績としては、母子関係の訪問数で保健師が延べ272人、管理栄養士などその他の職員で延べ44人、合計で延べ316人となっております。また、成人保健関係の訪問数では、合計で延べ94人となっております。

なお、未受診者につきましては、国保高齢医療係と連携し、平成27年4月に策定されました名寄市保健事業実施計画に基づき、新規受診者の拡大、受診者には継続受診となるよう計画的に受診勧奨を実施しております。今年度は、40歳から50歳代の男性と60歳代で名寄市国保に新規加入した方、生活習慣病の重症化予防の対象者の方で平成25年度の特定健診未受診の方を対象として位置づけ、重点的に実施することとしております。

次に、人員配置につきまして、現在1名欠員となっている保健師については、平成28年度に採用予定ですが、業務担当制との併用であることや地区との調整業務などにより従来より稼働が増加していることから、今後の状況を見ながら業務の効率化や適正な職員配置に努めてまいりたいと考えております。今後とも保健師の計画的な人材確保と資質向上を図りながら、保健センター及びぶうれん健康センターを活動の拠点として保健事業を効果的に実施するために総合的な健康施策に積極的にかかわりながら、健康課題を個人や世帯、また地域全体から捉えて対応していくために、職員相互の連携と地域や各関係機関との連携を進め

ながら市民の健康づくりに取り組んでまいります。

次に、小項目2、子供たちへの認知症の啓蒙についてと小項目3の軽度認知障害、MCIへの取り組みについてにつきましては、認知症で関連がございますので、あわせてお答えさせていただきたいと存じます。最初に、子供たちへの認知症の啓蒙について、本市では市民向けに認知症に関する講演会の開催や認知症サポーター養成講座を開催し、認知症への理解を深める活動を進めていますが、子供たちを対象とした認知症に関する啓蒙事業では、認知症の病名や専門用語等の難しい言葉があり、子供たちに理解をしてもらえらるような進め方がよいか検討していたため、現在までにはまだ実施していない状況でございます。今後開催に当たっては、多くの子供たちが参加できるよう教育委員会など関連部局とともに協議し、今後子供たちが多く集まる場や開催時期についても検討し、継続的に子供たちへの認知症等の啓蒙活動を進めてまいりたいと考えております。

次に、軽度認知障害、MCIへの取り組みを申し上げます。認知症とその予備群とされる軽度認知障害の人は、65歳以上の4人に1人と言われ、本市で推測しますと2,184人と推測され、認知症はとても身近な症状となってきました。MCIとは、記憶、決定、理由づけ、実行などの認知機能のうち一つの機能に問題が生じているものの、日常生活には支障がない状態のことで、認知症ではないもののことを言います。MCIの原因となる原疾患を放置すると、認知機能の低下が続き、5年間で約50%の人は認知症へとステージが進行すると言われております。MCIであることで認知症となることが確定したということではございませんが、認知機能の低下に対する適切な対策を行うことでMCIになったとしても認知症の症状が最後まで出ずに済むケースもあります。

平成26年第2回6月定例会におきましても認知症のチェックリストを市民に配布してはどうかという御意見をいただき、庁内検討した結果、本

年度認知機能のうち記憶に問題があるかどうかのチェックをし、心配な場合はかかりつけ医やかかりつけ薬局、または地域包括支援センターへ相談するよう呼びかけるため、第1号被保険者の介護保険料通知に昨年度認知症対策・地域包括ケアの推進に関する包括的連携協定を結んだエーザイ株式会社からの御協力をいただき、「もの忘れ“めやす”チェックリスト」を同封して郵送することとし、7月10日に一斉発送し、以降65歳に到達した方へも随時郵送しております。現在のところ地域包括支援センターにおいては、「もの忘れ“めやす”チェックリスト」による相談は受けておりませんが、今後必要に応じて専門医に受診することを勧めたり、また生活習慣病の予防や悪化の予防などについての保健指導を行うなど相談者の状況に合わせた対応を行ってまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 私からは、大項目3のごみの分別等について、小項目3点について申し上げます。

初めに、小項目1のごみの分別変更に対する周知方法等につきましては、この間使用済み割り箸が炭化ごみから埋め立てごみへの区分の変更、小型家電リサイクル事業によりまして小型家電が埋め立てごみから資源物への区分変更と個別の品目ごとに若干の排出ルールの変更を行ってきております。このような場合の周知方法ですが、広報やチラシによる周知、ホームページの更新を行っております。また、他市町村から転入された方には自治体ごとにごみ排出方法が異なることから、個別に説明を行って周知に努めているところです。適正なごみ処理は、市民の皆さんの御協力をいただいで進めていかなければなりません。市民の皆さん、さらには事業者の意識の啓発を図るなど、今後ともごみ分別ルールの周知に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小項目2のごみ収集の現状と課題につい

てにつきましては、現在のごみ収集体系は名寄地区の市街地は戸別収集、農村部においては収集経路沿いの拠点回収となっております。これに対して風連地区はステーション収集となっており、資源物の回収についても風連地区の19カ所に設置してあるリサイクルステーションに持ち込みをする方式がとられております。風連地区のステーション収集につきましては、合併前の風連町時代に風連町衛生組合でごみ収納箱設置事業としまして、昭和58年から23年間で136基のごみ収納箱への半額の補助を行ってきた経緯がありまして、現在風連地区に設置されているごみ収納箱は111カ所となっております。また、風連地区のステーション収集の制度維持のために、ごみステーションに分別されていないごみがとどまると町内会等からの連絡により職員が回収に行き、排出者の特定をして個別指導を行ったり、その町内会用の分別チラシを作成し、配布、回覧を行うなどしておりますので、御理解をお願いします。

現在ごみ排出に当たりましては、カラスや野良猫の被害防止、風による飛散防止のため、中が見える透明なものや網目状のネットのようなもので覆う等の対策をお願いをしており、必ずしもごみ収納箱を設置しなくてもよいことになっております。

なお、ごみステーションに対する修繕や更新時の補助制度について質問をいただきましたが、複数世帯が共同で利用しているステーションが補助対象となると、市街地区以外の拠点収集を行っている農村地区や市内にある400カ所以上のアパート等の集合住宅も含めると相当数に上ることから、従来どおり個々に対応していただきたいと考えております。

最後に、小項目3のイベント等におけるごみの分別についてにつきましては、イベント開催時におけるごみ処理はイベント主催者の責任においてごみ処理を行っていただいております。イベントでは、地場産品を使った食べ物の提供や飲料水の

販売等が行われており、イベント会場では飲食後の残渣やトレー、割り箸、空き缶、ペットボトル等多くのごみが排出されます。主催者側も分別、回収ボックス等を設置するなど対応をしていただいておりますが、必ずしも分別排出のルールが徹底されていないことから、現状ではその多くが埋め立てごみとして処理されているものと考えております。

他自治体の取り組みの中では、イベント時のごみの分別を徹底するため、ごみ回収場所に排出指導の人員を配置して分別指導を行ったり、排出者みずからペットボトルのすすぎを行う等、分別に御協力をいただいている姿が見受けられます。また、排出時において分別の徹底を図ることにより、イベント会場が清潔に感じられることはもとより、全てのごみが混在したごみの山を生まないため、イベント終了後のごみ処理も適切に行えることから、見習うべき取り組みであるものと考えているところです。当市におきましても多くのイベントが開催されておりますので、イベント開催時の分別マニュアル等を作成するなど、イベント主催者に対する協力依頼をしてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 浜田議員。

○1番（浜田康子議員） ただいまそれぞれ御答弁いただきました。それでは、再質問に移らせていただきます。

まず、大項目1の地方自治とコミュニティーについてですが、行政がコミュニティーに必要な集いの場の提供や活動のサポートを行い、それらを通じて人材の育成確保など地方自治の推進を図っていることについては理解をいたしました。しかしながら、市街地はもちろんですが、9月7日付の名寄新聞には農家戸数が四半世紀で半数になり、地域活動への影響不安との記事があります。それは、商工業においても同じではないかと思えます。また、現状においては町内会では担い手不足や未加

入者の問題など多くの問題があります。そうした中で地域自治の推進を図るためには、コミュニティーにおける一層の努力が欠かせないものの、行政側における取り組みも一層踏み込む必要があると思います。

他の自治体の取り組みを見ますと、形や内容等はさまざまあるようですが、地域担当職員制度を取り入れている事例が相当数あるようです。あるレポートでは、道内において約3割の自治体が導入しているとの報告もあり、その意義を次のように示しています。第1としては住民との関係を改善する手段としての意義、言いかえると行政職員と住民の間に顔の見える関係が構築されること、第2には住民と行政のパイプ役としての意義、第3には自治体職員の能力向上が期待できることが挙げられています。しかし、一方では課題も示されており、その導入には十分な調査と制度の検討が必要かと思いますが、さきの定例会で職員の町内会への加入状況が8割程度であるというお答えでしたが、その改善策としてはもとより地域の実情を知る、いわゆる現場を知るということは職員の向上、市民ニーズに沿った政策立案につながるものと考えますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思いますので、お考えをお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ただいま浜田議員からは、地域担当職員制度についての御提案をいただいたということであります。あわせてこの制度の導入に伴って私どもが抱えている職員の町内会の未加入についても解決に向けての方策になるだろうという具体的な提案をいただきました。ありがとうございます。

まず、職員の未加入の町内会の加入のことに付いてから触れさせていただきたいと思いますが、職員の中にあっても地域の役員を担うなど、あるいはボランティア活動も含めて積極的に地域にかかわっている職員がこれは相当数いるということでもあります。ただし、その一方で議員が言わ

れましたように、あるいはさきに答弁させていただいたように、職員全体としての町内会の加入率は8割ということですので、残念ながら2割弱の職員がまだ未加入ということでもあります。ここについては、今提案いただきました地域担当職員制度とは別にしっかりと町内会の加入への呼びかけと、そして活動への積極的な参加について指導を促していく必要があると思っておりますので、引き続き取り組んでまいりたいというふうに思っております。

また、町内会の加入の関係、これは一般の市民の部分でも触れられておりましたけれども、ここについては全市的な課題だというふうに考えているところであります。課題解決に向けては、町内会や地域による加入の呼びかけについてはもとよりでありますけれども、町内会活動を通じたコミュニティー意識の醸成など、地域の取り組みがまず必要だというふうに思っておりますけれども、市の役割といたしましても転入時等の窓口での町内会の加入の呼びかけですとか、あるいは地域自治活動の推進など、これらの支援を通じて促していく必要があるだろうというふうに考えているところであります。しかしながら、実態としては人口減少問題や、あるいは高齢化の問題も相まってなかなか極端に数字が上がる状況ではないという実態にあるということであっています。

そこで、先ほど浜田議員に地域担当職員制度の導入についての提案をいただいたということになります。行政として一歩踏み込むべきではないかという御提案だったというふうに思いますが、議員が言われますように導入のメリットとしては3つ挙げていただきましたけれども、そういったメリットがあるというふうに考えているところであります。地域活性化の推進ですとか、住民との交流を通じた人脈形成、あるいは地域の実情を具体的に知ることにもできるというふうに思っておりますので、そういった意味では職員に、あるいは行政にとつ

てメリットが想定されるわけでありますが、浜田議員も言われたとおり一方ではやはり課題もあるということだというふうに思っています。導入に当たっては、やはり地域と行政がともに目的を十分に理解をし、共有し合うことが1つ必要だというふうに思いますし、互いの役割分担ですとか、互いの関係をさらに高めるといふ、さらには効果を発揮するためにはどういう制度設計していくかという部分がありますので、ここについては少し調査研究の必要があると思っております。他の自治体の取り組みなどもあるということで今伺いしておりますし、私ども把握している部分がございますので、そういった調査研究を踏まえながら次期2次総合計画がございますけれども、その策定の議論におきましてぜひ検討させていただきたいというふうに思っております。御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 浜田議員。

○1番（浜田康子議員） 次期総合計画の中で検討されるということですので、ぜひ前向きに御検討いただくとともに、場所の提供や活動への支援など既存の取り決めについてもニーズに沿ったきめ細かな対応をいただくことをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

保健師のほうの地区担当制についてですが、すぐに結果が出ることでないのは理解できています。区割りについてですが、民生委員さんの担当を参考にしたということですが、今後地域性やその地域の特性に応じた担当地区の見直しなど柔軟な考えがあるのか、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 保健師の地域担当制の区割りの今後の考え方ということで御質問をいただきました。現状といたしましては、担当として地区や家庭への訪問が入り始めたばかりということでもありまして、これから特定健診ですとか、その事後指導、また未受診者宅への訪問が本格化いたしますことから、今年度は地域の皆さ

んに地区担当制をPRすることに重きを置かせていただきまして、保健センター内での定例で実施しております地区業務調整会議等におきまして情報共有を図りながら、地域の健康課題や全体像の把握に努めてまいりたいと考えております。当面基本的には現状の振り分けを変えず、地域との連携や協働活動を進めながら一定の時期に地域の実情に応じて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 浜田議員。

○1番（浜田康子議員） わかりました。これからも住民が不安を感じないように進めていただければと思います。

また、今顔を覚えていただくというお話でしたが、顔の見える支援という視点からも職員の皆さんが下げているホルダーのネームが見づらいことがありますので、わかりやすい位置につけていただけることをお願いいたします。また、できれば名刺に顔写真を入れていただき、地区担当の皆さんが地域の皆さんに顔を覚えていただき、自分たちの地域の保健師さんとより信頼されることになればいいかとも思います。

次に、土別市では、保健師の地区担当制について26年度よりモデルケースでの活動をして、本年度より本格的始動をし、統括保健師という職種を設けておおむね月1回の会議を包括支援センターの担当者と情報の共有をしているというお話を聞いております。名寄市の場合は、どのように保健センターと包括支援センターの連携をとっているのかお伺いします。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 今保健センターと地域包括支援センターの連携ということで御質問をいただきました。当市では、現在保健センター及び地域包括支援センターにそれぞれ保健師であります主幹を配置をいたしまして、両主幹が常時連携を図りながら保健師の活動を統括して住民や地域全体の健康の保持、増進につながるような

事業や施策に反映させているところであります。地域包括支援センターと保健センターの連携につきましては、地域包括支援センターの日常生活圏域が名寄市全域を一地区といたしておりますので、保健センターとの地区分けが一致をいたしませんけれども、それぞれが業務や訪問におきまして連携が必要なケースが出た場合におきましては、担当間で協議をいたしまして迅速な対応ができるよう努めてきております。また、両センターの情報共有の場を設けながら、双方が関係する課題の解決に向けてともに検討することとしておりまして、引き続き課題や重点的項目に関しましては共通認識を深めながら連携した活動の推進に努めてまいりたいと考えております。

また、この地域の包括的な保健、医療、福祉、介護などのシステムの構築とその具体的な運用におきましては、保健師は主要な役割を果たすものでありますので、組織の横断的な連携が重要であると考えておりますので、今後とも連携を深めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 浜田議員。

○1番（浜田康子議員） 訪問のケースで連携をとっているということですが、市民に直接かかる職員の方々にはいろんな御苦勞もあるかと思いますが、市民の健康や生活を守るためにも担当職種を超えてより一層の連携をお願いいたします。また、しっかり頑張っている姿を皆さんにも印象づけるようお願いいたします。

次に、子供たちへの認知症の啓蒙についてですが、安心して徘徊できるまち、認知症に優しいまちと言われる福岡県大牟田市では、小中学生から認知症の正しい理解をと認知症絵本教室という取り組みが行われています。若年層をターゲットとした普及啓蒙を行うことにより、その普及啓蒙を受けた子供たちが成長してきたときに効果があらわれると伺います。大牟田市の平成23年6月の地方新聞に載った記事によりますと、記事の内容

がちよっといいですかと部活帰りの高校生が見知らぬおばあさんに話しかけられ、違和感を持った高校生が話を進めて家がどこかわからないという言葉聞き出し、警察へ送り届けたとのこと。高校生は徘徊中のおばあさんを助けた形になったそうですが、見知らぬ人に積極的にかかわることは勇気の要ることです。名寄市においても見知らぬ人に積極的にかかわる人を育てていくために、早目の取り組みが必要ではないかと思えます。その対応について具体的にお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 浜田議員からは、ただいま福岡県大牟田市の事例を挙げていただきまして、子供たちの認知症の取り組みへの事例の御質問だったかと思えます。紙芝居を利用してということで質問だったかと思うのですが、私ども本市におきましては小中学生を対象とした認知症の理解を深める取り組みといたしましては、今年度中にモデル事業といたしまして中学生または小学生の高学年向けに認知症サポーター養成講座を開催する計画をしているところでございます。ただいま議員の御質問いただきました事例のように、子供に認知症を理解していただくためには、子供でもわかりやすいような取り組みや工夫が必要だと考えているところでございます。今回のモデル事業におきましては、認知症のサポーター支援や指導者養成を行っております全国キャラバン・メイト連絡協議会が発行している中学生向け、小学生向けの教材を使用した講習会を開催するというところで予定をしておりますが、今後につきましては議員から貴重な御提言をいただきましたので、その御提言いただきました内容も含めて今回実施するモデル事業を参考としながら、以降の開催方法やその使用教材につきまして研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 浜田議員。

○1番（浜田康子議員） モデル事業として行っ

ていただけるということで、よろしく申し上げます。名寄市も認知症に優しいまちと言われるようになりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、平成27年度の介護保険料通知の中に物忘れリストを入れたということですが、これからもさらに生かして利用していく取り組みとして、同じようなチェックリストを来年度も配布して、前年と比べるようにしていってはどうでしょうか。そうすることによって自分の状態を前年と比べることができ、認知症に対する不安を少しでも解消できたり、受診のきっかけになるなどツールの一つとして役に立つのではないかと思います。その取り組みのお考えがあるのかお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 議員のおっしゃるとおり、「もの忘れ“めやす”チェックリスト」の毎年配布の御質問だったかと存じます。このチェックリストにつきましては、認知症介護研究・研修東京センターというところのセンター長でいらっしゃる本間先生の監修に基づきまして、本年度先ほども御答弁させていただきましたように65歳以上の第1号被保険者の方々全員に配布をさせていただいたところでございます。8,888人と記憶しておりますが、お送りさせていただいたところでございます。このチェックリストが現状の生活と1年前の状況を比べてチェックをしていくという内容になってございまして、議員から今御提言いただいた内容からいきますと、日々というか、毎年の状況をチェックしていくという意味では隔年とか何年かに1回というよりも毎年配布するということが有効な御提言かなというふうに考えております。

ただ、今回配布させていただきました資料につきましては、御提供いただきました相手方の著作権の問題もございまして、来年度以降使用する資料につきましては今年度中に検討を行い、新年度

につなげてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） 浜田議員。

○1番（浜田康子議員） よろしくお願ひいたします。

次に、ごみのほうに移りたいと思うのですが、小項目1のごみの分別変更に対する周知方法についてですが、改めて割り箸等の分別排出を含めた今後の周知方法をどのように考えているのかお伺ひします。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） ごみの分別変更に対する周知方法につきまして改めて質問をいただきました。先ほども申し上げましたけれども、基本的には広報紙やチラシ、ホームページの更新等で周知を図っておりますが、10月広報の中では秋の清掃週間のお知らせとあわせて古着のリサイクル回収の一部変更、これ着物等が回収品目から外れることとなりますけれども、使用済み割り箸につきましても再度改めて班回覧の中で周知を図りたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） 浜田議員。

○1番（浜田康子議員） 周知については、これからはわかりやすい広報をよろしくお願ひいたします。

次に、小項目3のイベントにおけるごみ処理についてですが、ほとんど埋め立て処理されている状況とのことで、埋め立て処分地の延命のためにも何かの手だて、工夫が必要と考えます。

実は、8月のしもかわうどん祭りに行き、そのごみの分別のすばらしさに驚きました。平成18年からうどん祭りの実行委員会が2日間にわたり完全にごみの分別が行われてきたということです。お祭りの会場には、ごみを処分できる場所が入り口の一番目立つ場所の1カ所しかなく、そこには簡易シンクを設置し、食べた人みずからが器を洗い、バケツに捨て、分別を指導してくれる方の前にあるごみ箱に地域の分別に従って捨てていました。私も確認させてもらいながらおいしく食べた簡易井を洗い、割り箸を捨ててきました。たった

それだけのことで気持ちのいいものでした。

衛生施設事務組合構成市町村で人口が最大である名寄市が限りある埋立地の維持のためにもイベントにおける分別を下川町に学び、簡易シンクを設置し、イベントに訪れた人々にごみの分別に協力していただき、子供たちはもちろんふだんは家でごみの分別にかかわらない方に対しても意識づけ、ごみの分別広報になるかと思えます。ぜひ簡易シンク、ごみ箱、横断幕、表示のボード等を用意していただき、その備品を子供や力のない人でも容易に移動や準備ができるように工夫していただきたいと思えますが、どのような対応をお考えかお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 埋め立て処分場の延命のためにもイベントにおけるごみ分別の徹底は大きな課題の一つであります。イベントに限らず、ごみの分別は市民の皆さんの協力がなければ成立がしません。ここは、イベントの主催者がごみの分別に御協力をいただけるということが前提となりますけれども、ペットボトルをすすぐための簡易シンクを初め、分別のためのごみ箱、各種の表示板ですとかボード等々必要な貸し出し物品ですとか備品、体制などについて協議をさせていただきながら取り組んでまいりたいと考えておりますし、イベントに参加の皆さんがそれぞれ整然と分別する姿が子供たちのごみ分別に対する大切な意識づけにつながることを期待をしております。

○議長（黒井 徹議員） 浜田議員。

○1番（浜田康子議員） 大変な前向きな答弁ありがとうございます。ごみの処理という、余り気持ちのよいきれいな仕事ではないと考えられますが、汚れていたものがきれいに始末されるということは市民の皆様にもしっかりと評価していただけることだと思います。

最後に、2番目のごみの収集の関係ですが、ごみの収集については生活の基本となる制度でありますので、基本的には市内全域同一の方法で取り

組まれることが望ましいと思われませんが、歴史的な背景や条件などからそれぞれの方式で適正に運営管理なされ、市民の生活が保障されることが重要だと思っています。そこで、歴史的背景や条件も含めて考えをもう少しお話ししたいと思います。ごみステーション方式では、民地も含めて収集場所を確保し、そこに一定の戸数のごみが集められることとなります。当然収集日ごとですから、頻繁に他人のごみが特定の地先に相当数、市街地においては単純計算でも26戸程度のごみが集まることとなります。そのため地先の理解を得ることはもとより、環境衛生や景観の観点あるいは回収の面からも適正に収集、保管されなければならず、一部例外はあるものの、風連地区ではごみステーションの方式を選択した必然としてごみ収集箱の設置が進んだということがあります。高齢化により当番制での管理が維持できなくなった町内会では、管理人を置き、謝礼を支払って維持管理に努めている地域もあります。

また、答弁にありました衛生施設事務組合による収集箱設置に対する支援についても行政としてごみステーション方式を導入した、その回収システムの一環としてごみ収集箱の必然性を認識し、行政の補助金と住民の負担金から成る衛生施設事務組合で助成措置を講じたということであり、言いかえると行政も間接的に補助を行い、設置の後押しをしたという経緯があるわけです。答弁にあった拠点回収については、ある意味同様の考えが必要かと思いますが、集合住宅については家賃を得ている家主さんがいるという意味では区分があってもよいと思います。また、収集に当たりごみ収集箱を必須としていないということでしたが、戸別収集でも小型のごみ収集箱を設置している方がおられることは認識しておりますが、先ほども申し上げたようにごみステーション方式の必然として行政も後押しし、回収システムのごみ収集箱が浸透、位置づけられていることでもあります。改めてステーション方式におけるごみ収集箱への支

援について考えをお伺いします。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） ごみ収納箱に対する助成制度につきましては、先ほども申し上げたところでもありますけれども、旧名寄地区におきましても農村部あるいはアパート、マンションにつきましては拠点回収となっておりますし、個人の方が所有するものなど鉄製の既製品や手づくりのものなど、さまざまなごみ収納箱を設置していただいておりますが、ごみステーションの修繕等経費やごみ収納箱の新規あるいは更新のための購入補助につきましては、バランスですとか公平性の観点から、ある地域に限定することは考えられませんし、市内全域ともなると対象が相当数に上ることから、制度化は困難と考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 浜田議員。

○1番（浜田康子議員） 御答弁いただきました。バランスと公平性ということでしたが、ステーション方式におけるごみ収集箱の支援は難しいことだということだと思っております。同一の方式で特定地域への支援ということであれば、御答弁いただいたように平等の視点からも無理な話であることは十分理解しています。しかし、地区で異なる方式を導入しているということは、一律という視点からでの平等よりも異なる方式により生じる格差を是正する公平、公正の視点から優先されるべきと考えます。ステーション方式を支えているのは、戸別収集にはないごみ収集場所まで運ぶ地区住民と収集場所を管理する方々の日々の積み重ねと意識であり、この協働の姿勢は行政コストの削減にもつながっているものと考えます。ただいまいただいた御答弁内容が公正、公平の視点からどうなのか、歴史的背景や日々の地域の積み重ね、いわゆる協働による行政コストの軽減への貢献も含めて総合的な見地から改めてお考えを伺いたいと思っております。理事者の御答弁をお願いし、私の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 浜田議員からは、ごみ収集に関しまして市民部長の答弁を踏まえて公平、公正、さらには総合的な視点からお考えをということでありましたが、議員御承知のとおりごみ収集につきましては合併前の旧市町がそれぞれ制度をつくるに当たっては時代背景だとか、あるいは歴史的背景、さらには市民と行政との協働の方式の差異があって、そこも踏まえて一市二制度という、合併協議で整えたということをお理解をいただいていると思っております。その背景には、一市二制度の背景でありますけれども、それぞれの制度については尊重し合って、それぞれの市民がこれまで組み立ててきたということを改めて確認した上での合併協議だったというふうに記憶しているところであります。

さらに、本年は合併して10年ということでもありますし、当時の協議ではステーション自体の老朽化などについてはしっかりと踏み込んだ議論に至っていなかったというふうに、これも記憶しているところであります。ただいま議員からの指摘ございましたことについては、特にことは合併して10周年を迎える節目の年度であるということも考慮いたしまして、風連地区の町内会連絡会からの要望もあつたわけではありますが、このごみステーションの修繕だけではなくて、これも含めて支援措置、さらには収集に係る改善等については、先ほど公平、公正という観点ということでありましたが、それも含めてさまざまな角度から検証をさせていただいて、研究をさせていただきたいというふうに思います。

また、研究に当たっては町内会、それから関係市民、そしてまた収集に係るの検証について関係所管との調査等々も必要になってこようかなというふうに思っておりますので、その点については着手したいということをお申し上げて、答弁にかえさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で浜田康子議員の

質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時59分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 高 野 美 枝 子

署名議員 川 口 京 二